

可認物便郵種三第回六廿月二年七十二治明

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 2. February 1911.

VOL. XXIV.

明治廿七年五月刊

每月一回二十日發行

# 監獄協會雜誌

明治四十四年

二月二十日發行

第貳拾四卷

第貳號

監獄協會發行

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第貳拾四卷第壹號)明治四十四年一月二十日發行每月一回二十日發行

第貳拾四卷第貳號目次

○論 說	社會と犯罪者(一).....(一頁)	○救護事業	保護會組織と出獄人保護手續成る.....(八六頁)
○社會と犯罪者(一).....(一頁)	文學士 十 時 彌	○仁川救護院の成績	救世軍勞作館の成績.....
○刑罰と免因保護.....(一四頁)	前橋監獄 上田定次郎	○救護事業	.....
○講 演	歐米視察談.....(一四頁)	○雜 錄	.....(九〇頁)
○歐米視察談.....(一四頁)	監獄事務官 眞 木 喬	○昔噺 押送船相模丸の暴動(下).....(九〇頁)	原 胤 昭
○犯罪防遏に關する三事業に就て.....	監獄局長 小 山 温	○筆蹟にて犯罪者を發見す.....	.....
○寄 書	.....(四七頁)	○膿液の皮下注射.....	.....
○女囚戒護者に一言す.....	櫻 井 革 聲	○水害の影響.....	.....
○囚徒と禮讓.....	宇 野 霞 山	○釋放者に旅行案内と保護依頼狀を渡す.....	.....
○伯樂と眞馬.....	中 村 雲 山	○監獄へ忍入りて懲役.....	.....
○監獄衛生.....(六〇頁)	.....(六〇頁)	○沖繩監獄工場の焼失.....	.....
○南京蟲とトリパノゾーマ.....	醫學士 古 瀨 安 俊	○監獄の移轉請願.....	.....
○犯罪者の體格に就て(一).....	美濃部龍吉	○高知監獄の白蟻發生.....	.....
○監獄衛生雜感(其二).....	金 澤 石 崎 實 樂 生	○逃走事故.....	.....
○統 計	.....(七六頁)	○角風典獄逝く.....	.....
○明治四十三年十二月末日現在監人員表.....	.....	○叙任及辭令.....(一〇三頁)	.....
○明治四十三年十二月末日現在受刑者罪名表.....	.....	○監獄協會記事.....(一〇四頁)	.....
○明治四十三年十二月末日現在監人員監獄別表.....	.....		

監獄協會雜誌第貳拾四卷第貳號

論 說

○社會と犯罪者(一)

文學士 十 時 彌

之を實際的方面より觀るも、之を學理的方面より察するも、犯罪及び犯罪者に關する問題は、社會の事象を研究するものに取りて、最も重要な事項の一たるを否むべからず。今や刑法の改定は最も進歩せる科學の理論に據り、刑罰の宣告は最も公明なる判官の裁斷に俟つと雖も、しかも犯罪及び犯罪者は、實際に於て果して漸次に減少するの傾向ありや否や、其處分に於て果して理想的に實効を擧げつゝありや否や、更に進んで之をいはば、其の基礎とせる原理なるもの果して完全正確なる理論と做すべきや否や。學者の研鑽を要すべき所決して尠少なからざるを見る也。吾人が茲に社會と犯罪者とに就いて論述する所あらんとする、亦此種の一端たることを信ずれば也。

抑も『法律なければ犯罪なし』(Non crimen sine lege)とは、刑法の根本原理と認めらるゝ所にして、此見解に従へば、犯罪は法律上の事象に外ならず、畢竟法律違反の行爲を敢てせるもの即ち是れ犯罪者たるのみ。詳に言へば、こゝに法律の明文あり、之に違反するによりて犯罪を成立し、犯罪を遂行せるによりて犯罪者の存在を認むといふ也。法律上の見解としては、其の妥當なること素より言を俟たず。然れども、是れ唯だ抽象的の説明たるに過ぎず。抑も犯罪は單に法律上の抽象的事實たるの

みに止まらず、實に重要な社會上の現實的事實なり。隨つて其の關涉する所極めて廣汎にして、單に法律上の研究に據りて其の真相を捕捉せんとするは、尙に不可能の事に屬す。況んや之が救治の方策を求めんとするに至りては、素より該博なる社會的研究の成果を須れざるべからざるなり。

ガロフローが詳論せる如く、犯罪の概念は法律家の創造せる所に非ずして、法律家は單に之を通俗の言語より假り來れるに過ぎず、假令犯罪に關する法律學上の理論は如何やうなりとするも、社會生活に現る、犯罪てふ概念に就きては、何人も冥々の裡に了解し得る所のものありて存す。(Caroflo, La Criminologia, P. 2) 蓋し一方には犯罪者なるもの現存し、一方には其の行爲によりて他人に影響を生じ、兩者の關係によりて犯罪てふ事實を成立す。されば法律ありて而して後犯罪あるに非ず、犯罪ありて而して後犯罪者あるに非ず。先づ犯罪者ありて而して後犯罪あり、犯罪ありて而して之に應ずる法律ある也。即ち犯罪は社會生活に於て必然に發生する事實にして、法律あるに由つて犯罪あるに非ざる也。

今日の通説に従へば、法律に正條なきときは如何なる行爲と雖も刑罰を課すべからず、即ち目して犯罪と爲すべからずとす。Non enim sine lege は即ち此原理を約説せるものに外ならざる也。然れども此原理は畢竟刑罰濫用に對して個人の權利を防衛せんとする政策的立言たるのみに止まり、毫も理論上の根據を有するものに非ず。法律運用上の方針として、司法者の專斷を防ぐの効は即ち大なりと雖も、刑法解釋の原則として、形式的標準を供するの利は即ち多しと雖も、犯罪の真相を闡明するの原理としては、吾人唯其の獨斷的なるを怪むあるのみ。吾人素より法律の禁止せざる行爲に對しても恣に刑罰を課し得べしといふには非ず。吾人は唯此原理を以て、法律運用上の實際的約束とし、刑法解釋上の形式的標準として、極めて重要視せらるべきを認むるのみに止まり、決して是れを以て理論上の根據とすべからざるを確信せざるを得ず。若し之を根據として犯罪の真相を論じ單に法律上の

規定に據りて犯罪の内容を究め、由つて以て之に對する方策を定めんとせば、自ら偏狹なる獨斷に陥り、粗笨なる方案に到らざるを得ざるべき也。

既に述べたるが如く、犯罪の成立するや、一方には犯罪者の爲せる行爲あり、一方には其の行爲によりて社會に及ぼせる影響あり。此故に、犯罪を研究し、併せて之が救治の方策を論明せんと欲せば、須らく其の行爲を捉へて、一には犯罪者の爲せるものとし、一には社會に影響するものとして、其の實質的關係を考察せざるべからず。約言すれば、犯罪行爲の結果たる社會と犯罪者との關係を闡明せざるべからず。而して、犯罪者が犯罪者たる所以の者は、單に法律違反なる抽象的原因に出づるに非ずして、實に其行爲によりて社會に影響を生じたるの結果に外ならざるが故に、犯罪研究の中心問題たるべきものは實に社會と犯罪者との關係に在ることを認むべく、而して犯罪救治の方策も亦實に此の中心問題の解釋如何によりて解決せらるべきを知る也。

然るに、從來犯罪を論究するもの、概ね犯罪者の個人的方面に着眼し、徒に行爲の違法的要素を爬羅剔抉するに止まり、而して之が救治を計畫するもの、亦多くは犯罪者の個人的性質を考察して、單に其の改悛と防歴とに苦心するに過ぎず。此の間素より進歩發達の著しきものあるは言を俟たずと雖も、要するに、是れ犯罪に關する法律的研究の進歩と、之に伴へる實際的施設の發達たるに過ぎず。輒近刑事政策の論究漸く促進せられ來りたれども、其根本義に於て、尙未だ法律的着眼の舊套を脱せず、隨つて、犯罪の社會的要素尙未だ重視せられず、犯罪者處分の社會的意義尙未だ闡明せられざるの憾なしとせず。かの刑罰の目的を論じて、或は特別防歴に在りと論じ、或は行爲の應報に在りと論ずるが如き、何ぞ其着眼の個人的なるや。吾人の見地よりして之を觀れば、現時最も勢力ある是等の學說の如きは、畢竟抽象的個人的考察の結果より出づ。いづれも以て完全なる學說と認むべからず。蓋し刑罰を以て犯罪者に存する危険なる要素を鎮滅若しくは減少するを目的とすと爲すは所謂特別

防壓説の主張する所にして、刑罰は犯罪者に存する罪責に相當する應報ならざるべからずとするは所謂應報説の唱道する所也。兩者素より究竟の目的を社會利益の保護に歸すと雖も、其着眼する所一は犯罪者の個人的性格のみに存し、一は犯罪者の個人的罪責に在るを見るべく、畢竟犯罪者を一の抽象的存在者として考察せるものにして、犯罪者が如何にして社會に現るゝか、又其の影響が如何に社會に及ぶべきかを重視する所尙未だ足らず。随つて刑罰の目的を論定するに當りて、個人的抽象的に馳するに外ならざる也。

抑も嚴密なる刑罰法定説は今や陳套に屬し、現行の刑法は刑罰の量定を判官の識見に委ねて頗る裁量の餘地を存せり。而して裁量の標準を求むべき所は實に刑罰の目的如何の見地に據るべく、而して其の目的を實現するは、一に刑罰執行者の周到なる用意に俟たざるべからず。是に於て刑罰執行の任務に當るものは、亦深く刑罰の目的を察して、犯罪救済の實績を擧げざるべからず。此の故に、吾人は從來の個人的見解に對して、特に犯罪の社會的要素を論究し、由つて以て犯罪の實相を闡明し、進んで之が救済の方策を論究し、茲に刑罰の目的を確立し、一には刑罰宣告の標準を求め、一には刑罰執行の根據を明にするの必要を感ずること切なり。乃ち此の論究は法律上の論究に非ずして、實に刑事社會學の任務とする所也。

然らば則ち社會と犯罪者との關係如何。之を明にするには、先づ犯罪の本義如何を論せざるべからず。デュルケーン曰く「犯罪行為とは集合意識の強固確立せる状態を侵害するものなり」と。(Durkheim: *De la division du travail social*, P. 47.) 蓋し各社會には固有の集合意識なるものありて、各個人の意識以上に、明確牢固なる状態を有して各社會の特色を表明す。此集合意識の明確なる社會は即ち強固なる社會にして、其不明不確なる社會は即ち不安固なる社會也。集合意識確固なる社會は秩序確立して組織鞏固なり。其確固ならざる社會は組織脆弱にして秩序亂雜なり。然れども既に一の社會を

## 論

成すに及んでは、其強固確立の程度に多少の差違を認めざるべし。必ずや集合意識の存在せざるべからず。蓋し集合意識存在せざるときは社會の成立を認むべからざれば也。かくの如く集合意識によりて社會は存立し、社會の存立によりて集合意識は愈其鞏固を加ふ。此の故に、集合意識は社會存立の要件にして、又其の成果なり。約して之を言へば、集合意識なくんば社會なく、社會なくんば集合意識なき也。此の故に、社會は其存立上、常に集合意識の強固確立せる状態に達せんことを求むべく、斯くて、其組織秩序の鞏固安定を加へて、愈々集合意識の明確強固を來すを得べし。若し一旦其の強固確立せる状態に侵害を加ふるものあらんか。其結果社會の存立を危くするに至らざるを得ず。所謂犯罪行為とは即ち這般の行為を指稱すべきものにして、單に法律の明文に違反するのみが犯罪の要素には非ざる也。

如上デュルケーンの所説は、進んで犯罪行為の主觀的實質を論明せんとしたる點に於ては、遙に法律的抽象説に優る所ありと謂ふべしと雖も、細に之を考察し來るときは、議論甚だ空漠なるの憾あることを免れず。即ち唯だ犯罪行為の社會に及ぼす影響に着眼するに専らにして、其行為を發生する犯罪者其物の主觀的條件を考察するに至らず。換言すれば、犯罪行為の客觀的影響のみに着眼して、犯罪者の主觀的要因を闕却す。若し此の定義に従はば、何等犯罪的動機を存せざる偶然の事象と雖も、尙ほ且つ目するに犯罪を以てせざるべからざるものあらん。此の如きは、社會に現存する犯罪の概念に比しては、餘りに廣漠に過ぎたる定義と謂ふべく、随つて犯罪の實相を明にするには、尙未だ至れりと謂ふべからざる也。

## 説

## (五)

既に述べたるが如く、犯罪の成立するには、一方には犯罪者なるものありて特殊の行為を營み、一方には其の行為によりて社會に特殊の影響を生ず。此故に、犯罪の實相を明にせんとするには、必ずや此兩面より併せて見て、一には犯罪者の實行せるものとし、一には社會に影響するものとして之を考

察せざるべからず。ザムルケーンの所説は、單に其後半部を捕捉せるのみに止まりて、前半部の考察を逸す。即ち唯犯罪行為の客觀的方面のみに着目して其の主觀的方面を遺忘せるものと謂はざるべからず。請ふ且つ進んで如上の方面より犯罪の實相を論述する所あらん。

## ○刑罰と免囚保護

典 獄 上 田 定 次 郎

刑罰を執行しても累犯者が多いので監獄の効果を疑ふ者がある如何にせば犯人を減少することが出来るか、新刑法は専ら犯人に對する人格主義を採用し、殊に累犯者に對しては刑期の量定範圍を著しく擴張し彼等を威嚇改善し、一面刑罰の執行を確實にして再犯防遏の方法を講ずることになつたのである。併しながら如何に刑罰法に改正を加へ再犯防遏の途を講じたりと雖も、若し彼等犯人が出獄後に於ける保護救済の途を適當に講じなかつたならば到底其目的を達することの出来ないのは今更言ふ迄もないことであつて、免囚保護事業の必要實に此點に存するのである。故に吾が監獄に於ては既に此方針に依て新刑法實施の當時、時の檢事正並本縣知事と協商を遂げたる末、明治四十二年二月群馬縣令第十一號を以て出獄人保護規程の發布を見るに至つたのであるが、該規程は要するに歸住地保護の制度を採り直接の保護者は讀者の諒知せらるゝ如く、本人歸住地所轄の警察署長、町村長であつて、之れに當該小學校長を參與せしめ教導感化の任に當らしめ、或は時としては宗教家又は特志者に委託保護せしむることゝなつて居るのである。然るに茲に喜ぶべき事は一昨年より縣下所、各宗佛敎家の組織せる各宗協會(名稱に異同あるも)に於て、彼等出獄者に多大なる同情を灑き所轄警察署長、町村長と相協力して大に斯業の爲めに斡旋盡力せらるゝに至つたことである。爾來夫れが爲めに

吾が前橋監獄管内に於ける出獄人保護の成績は着々良好なる成績を擧げつゝあることは大に喜ぶべき現象と云はねばならぬのである。然るに該保護規程實施以來茲に滿二年を経過したのであるが、恰も其二ヶ年間に於ける出獄人保護成績に關する調査統計が出来上つたのであるから、私は此際出獄人保護事業と而して此監獄事業とが如何なる關係を持つて居るかと云ふことを御話致し。尙ほ進んでは出獄人を保護したる結果が如何に累犯者を減少し得るに至つたが、換言すれば刑餘者が出獄後保護を加へらるゝが爲めに、どれだけ國費を節減し國家社會の安寧を保ち進んでは刑餘者をして幸福を得せしめ得る歟と云ふことを御話して諸君の參考に供したいと思ふのである。

茲に少しく刑罰に付て述べて置きたいのは往昔は御承知の通、火刑、磔刑、梟首等種々慘酷なる刑罰が行はれたものであるが、社會文明の進むに従ひ犯人に刑罰を科する目的も漸次變改し來て、昔時の除害主義である所の刑罰が改善主義、威嚇主義に進化するに従ひて從來の身體刑は殆んど全く跡を絶つに至つたので、今日に於ては極小部分に對する生命刑と而して自由刑、財産刑とを多く採用せらるゝことになつたので、云はゞ其刑罰主義の根底に於て一大革命を見るに至つたのである。而して今日の生命刑、自由刑、財産刑中果して何れを以て最善最良の刑罰であるかと云ふに、勿論今日に於ては自由刑を以て最良最善の刑罰であると答ふるに何人も躊躇しない生命刑は勿論の事自由刑の中でも無期刑は犯人を終身拘禁するのであるから社會より隔離することにはなるけれども所謂改善主義と一致せざる刑罰と謂はなくてはならぬ。勿論無期刑にも假出獄又は特典の途は開けてあるけれども、兎に角無期即ち犯人を終身拘禁しなくてはならぬものと見なければならぬ爾ふすると總ての希望を絶つことなる然らば今日の刑罰主義に適するものは有期の自由刑であると云はなければならぬ、併しながら私は今日以後に於ては自由刑以外に尙刑罰主義が一層進歩して今後幾分か變化を來すのであらうと思ふ。現に先頃帝國議會に於ける政府委員の説明に依つても、財産刑が漸次擴張せられつゝある

と云ふことが知り得るのである。元來自由刑なるものは其刑罰を執行する爲めに犯人を我々の社會と隔絶したる監獄に拘禁して改善するのであるから、今日の刑罰としては至極良法ではあるけれども、若しも犯人を監獄に收容せずして刑罰の目的を達することが出来得る良刑があるならば勿論夫れに依るのが至當である。私は犯人の人格より見て、慥かに罰金刑に依て科罰の目的を達し得るものが決して尠くないと云ふことを常に感じて居るのである。刑法改正の結果として累犯者は長期刑の言渡を受けるから、一時在監者は増加し、從來五萬人の在監者は刑法改正後の今日に於ては七萬人以上に達したのである、從て監獄費の増加は免れぬのである故に若し自由刑に換ゆるに財産刑を以てして、科罰の目的を達し得るならば自然在監者の減少と共に國費の減少を來たし、一方に於て其罰金より得る所の収入丈國庫の収入が増加することとなるのみならず、其執行方法も至極簡易であるから、私は將來の程度迄は必ず自由刑が緊縮せらるゝと同時に、罰金刑が漸次擴張される事になるのであらうと思ふ將來に於ては自由刑を科して多くの國費を使用するよりは、財産刑を科して一面國庫の収入を關ることにしたならば實に一舉兩得であらうと思ふ。

試に犯罪に要する國費として裁判費、監獄費、警察費、司法省の費用丈概略調査したところ、之れ丈けでも年々二千四五百萬圓を要するのである。勿論夫れ以外に犯罪に伴ふ所の贓物品其他數字に現はれざる所の國家社會の損害は如何程あるかと云ふことは素より計り知ることが出来ないのである。計數に現れたる二千四五百萬圓の内譯としては、一千七十七萬圓が府縣警察費（警察費を司法と行政とに分つて司法警察費として其折半額を見積つたのである）、二十五萬圓が警察廳舎建築修繕費、五百六十萬圓が裁判所費（之れも民事と刑事とあるから刑事の分として其折半額を見積つたのである）、監獄費が五百六十萬圓（四十二年度豫算）、司法省の經費が三、四十萬圓であるから假りに其半分を刑事費として之れが約二十萬圓、其外臨時費を六七十萬圓と見て合計二千四百萬圓以上に達するのであ

る。之を朝鮮、樺太を除きたる我が國の人口五千萬人に割り當つるときは一人平均五十錢づゝとなるのであつて、即ち我が國民は犯罪者の爲めに老若男女を問はず年々五十錢づゝ支出しなければならぬ割合である。然らば我々國民は犯罪者を減少せしめて負擔を軽くするが當然である、然らば之れが減少を期せんとするには果して何うしたならば宜いのであるかと云ふに、勿論現行の刑罰を適實に執行し彼等犯人の改善を圖るにありと雖も、初又其刑罰執行のみに依て再犯防遏の目的を貫徹することが出来得るや否や甚だ覺束ないのである、如何なる明裁判如何なる執行方法に依るも刑罰のみでは此目的は達し得られないのである、そこで事後の機關として出獄人保護と云ふことが必要である、監獄の繼續事業として彼等の出獄後相當の保護を加へて、而して監獄に於て爲したる刑罰執行と相俟て善良なる果實を結ばしめねばならぬ政府に於て此事業を奨勵するに至つたのも以上の旨趣に外ならぬのである。

吾が群馬縣の出獄人保護規程は以上の意味に於て縣令を以て發布せられて以來、茲に滿二ヶ年の星霜を経たのであるが、此間所轄警察署長、町村長は自己の管内に歸住せる出獄人に對し保護の任に當られつゝあるが、其成績は頗る良好なるのみならず其方法が亦他府縣に於て實施せる所の保護方法とは異つて居るのである。加ふるに亦一昨年末以來各宗佛教家の盡力に依て益々斯業の發展を見るに至つたことは實に喜ぶべきことであるのみならず、其各宗教家が斯事業に周到なる注意と懇切なる同情を注かるゝことは實に私共の敬服に耐へぬ所であつて該出獄者たる者は勿論之を實際に見聞する者は何人も感謝の敬意を表せざるものは恐らくなからうと信ずるのである。尙其詳細なる事柄に至つては茲に之を省略するも一昨年來に於ける當縣内の保護の成績を略述すれば蓋し想央に過ぐるものがあるであらう、即ち左に一昨年來の保護の成績一斑を説明して本記事を終らんとするのである。

○前橋監獄管内に於ける出獄人保護の成績一斑  
明治四十二年二月群馬縣令第十一號を以て出獄人保護規程を發布せられ、漸次良好の成績を奏しつゝ、ある。左に該規程實施以來の成績並に其概要を説明することとせり

一保護に付したる人員

(明治四十二年二月より同四十三年十二月に至る釋放者、他監獄の釋放者も含むし中保護の必要ありと認め保護に付したるもの)

内

明治四十二年

明治四十三年中

一保護を解きたる者(同上期間)

内

正業に就き保護を解きたる者

他管へ轉住したる者

出獄後歸着せず又は歸着後行衛不明の者

再入監したる者

死亡したる者

一現在保護中の者(明治四十三年十月末日現在)

内

男 千百人

女 六十三人

四百一人

合計千八百十人

五百九十四人

千二百十六人

合計六百四十七人

百九十五人

百十七人

二百四十七人

七十六人

合計千六百六十三人

論

説

(一)

更に以上の現在者を單に改悛の有無別に再掲するとき改悛の状ある者四百十人、稍改悛の状ある者四百三十八人、改悛の状認め難き者三百十五人の成績を示すのであるから、現在保護中の者合計千六百六十三人の内に就き改悛の有無に付き百分比例を算出するとき改悛の状ある者三十五人三分、稍改悛の状ある者三十七人五分、改悛の状認め難き者二十七人二分の割合であつて百人中七十餘人は常に改悛し又は改悛の途中にある者と認むることが出来る

更に溯つて明治四十二年二月群馬縣出獄人保護規程實施以來保護に付したる千八百十人中、全く正業に就き保護を解きたる者百九十五人と現在保護中の改悛者四百十人との合計六百五人は全く保護の効を奏したるものと認め其總人員に對する百分比例は百人中三十三人四分に相當し、稍改悛の状ある者四百三十八人なるを以て百人中二十四人二分を占め、改悛の状認め難き者三百十五人に加ふるに出獄後歸着せず又は歸着後行衛不明の者並に再入監者合計三百二十三人を合したる數即ち六百三十八人は假りに之を全く不成績者と認むるも百人中三十五人二分、外に他管に轉住、死亡等の者百人中七人二分を占むる割合となつて居るのである。去れば既往二年間に於ける保護の成績を概括調査するに前二者は先づ良好の結果を奏したるものと云ふことか出來得るのである。殊に既往二年間に於ける要保護

職業を有する者

稍改悛の状ある者  
改悛の状難認者

四百二十人  
二百八十八人  
千百九人

職業を有せざる者

稍改悛の状ある者  
改悛の状難認者

計  
十八人  
二十七人  
五十四人

者千八百十人中再入監したる者僅に七十六人に過ぎざるを以て見ても吾が群馬縣に於ける出獄人保護事業の成績は確に顯著なる成績を奏しつゝあることを認め得らるゝと信し茲に特に左表を添ゆることとしたのである。

出獄人保護成績表

(所轄警察署報告)

前橋監獄調査

類別	警察署		類別		人員		入		出		計		現在保護中ノ者		戒飾	
	員	人	越	別	獄人	通	監内	他府	出	再	死	計	スル者	有	スル者	有
合	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
四十二年	自一月至三月	自四月至六月	自七月至九月	自十月至十二月	自一月至三月	自四月至六月	自七月至九月	自十月至十二月	自一月至三月	自四月至六月	自七月至九月	自十月至十二月	自一月至三月	自四月至六月	自七月至九月	自十月至十二月
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
四十三年	自一月至三月	自四月至六月	自七月至九月	自十月至十二月	自一月至三月	自四月至六月	自七月至九月	自十月至十二月	自一月至三月	自四月至六月	自七月至九月	自十月至十二月	自一月至三月	自四月至六月	自七月至九月	自十月至十二月
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女

終りに臨んで明治四十二年二月群馬縣令出獄人保護規程實施後如何に累犯者が減少したかと云ふことを紹介して置きたいと思ふ。從來吾が前橋監獄に於ける新受刑者の初犯と累犯との割合は新受刑

者百人中初犯者三十四人五分乃至三十八人八分、累犯者六十一人二分乃至六十五人五分であつたのである(該規程實施前三箇年間の調査)、然るに出獄人保護規程實施後は何うであるかと云ふに、全く従前とは反對の現象であつて、即ち該規程實施の初年である明治四十二年の新受刑者の割合は百人中初犯者六十五人四分累犯者三十四人六分となり、更に該規程實施後の第二年目たる明治四十三年は新受刑者百人中初犯者七十一人二分累犯二十八人八分となつたのである。斯の如く出獄人保護規程實施後は累犯者は著しく減少したのであるが私は尙ほ對照に便せんが爲め左に最近五箇年間に於ける新受刑者の犯數比較表を擧ぐることにしたのであるが、該規程實施後累犯者が如何に減少したるかは本表を見れば想央に過ぐるものかあると信する。

新受刑者の犯數比較表(百分比例)

	初犯	累犯
出獄人保護規程實施後	明治四十三年 七二・二	二八・八
明治四十二年 六五・四	三四・六	
明治四十一年 三七・一	六二・九	
明治四十年 三四・五	六五・五	
實施前	明治三十九年 三八・八	六一・二

同



## ○歐米視察談 (監獄協會に於て)

監獄事務官 眞 木 喬君

今日は私が曩に歐米出張を命ぜられまして視察を致しましたことに就きまして、皆さんに御話を申せといふこととございませぬ。無論私も私の視察し得たことで皆様の御参考になることは進んで御話し申上げなければならぬ立場になつて居りますのでございませぬが、實はまだ歸りましてから日數も経ちませぬ、且つ少し身體の加減も悪いので持つて歸りました書類等も其儘になつて居りますやうな次第であります。そのみならず私は御承知の通り僅かの時間でずつと巡回を致しましたので、却々或場所に就て一々仔細に視察を致すことが出来ませぬでした。出来得る方もございませぬが私には餘程困難でした。それで獨逸のことに就きましては先輩の小河君。現時の獄務課長谷田參事官杯が十分御調べになつて居りますので、素より私は獨逸ではさう調査を遂げやうと云ふ考ではございませぬでしたのみならず、私が日本に居つて考へました時よりは彼地へ参りましての實際にては調査視察といふことの困難なることを一層深く感じましたのでございませぬ。私は出張致す前から逆も私共の淺學不才の者では充分なる視察を遂げることは出来ませぬ、又充分に責任を盡すことは出来ませぬといふことを憂へて居つたのであります。尙獄務課長からも段々あちらの状況を承りまして餘程視察の困難なることは豫め期して居つたのではあります、参つて見ると思つて居たよりは一層其困難を感じた

のであります。私は外國の言葉が不充分の方で言葉が通じなければ充分の調査が出来ないことは承つて居りましたが、併し参つて見れば何か便宜があるであらうと幾らか心の裡では思つて居りましたが、併し参つて見ますと却々さうではない、勿論私は英語とても不充分で充分話は出来ぬのであります。それで通譯を介しまして物の取調べを致さうとしました所で却々充分に通譯する人といふものもないのであります。就中私は經理上の調査をせよといふ御命令でありましたが、經理上の調査をしても經理といふことは廣い其一部分とも申すべき會計上のことなどになりますと、日本でありましては却々分らない、それに通譯者は術語を解せぬのでありますから調査をしやうとしても却々意思が通せず、全く容易なことではありませぬ。又言葉が通せぬのみならず會計法規の大體の根底が違つて居るのでありますから、此方から申すことも能く通せず、向ふから申すことも能く判断が出来ませぬ。實に困難を感ずる譯で、此方に居つて考へましたよりは一層痛切に苦痛を感じたのであります。元來私が参りましたも日數が僅かでありましてから逆も深く調べることは出来ませぬが、眼で見れば幾らか見るだけの効能があるであらうと考へて居りましたのであります。其眼で見るといふ事柄が日本で考へたやうに参りませぬ。見る品物が何れ建物とか物質ばかりではない、書いたものを見るとか又立入つて聞いて見なければわからないことがあります、其書いたものが私には解りませぬといふ次第で通譯を介しても容易に解りませぬ。況んや私は大陸の方は長くて十日短くて五日乃至一週間で見られるだけ監獄を歩いて見ましたのです。まだもう一つ困難なのは此方で考へて居つたのは監獄を見んには便宜の方法は幾らもあらうと思つて居りましたが、却々あちらでは日本で外國人に監獄の參觀を許す程度以上に難かしくなつて居るので懇意な人から其筋の人に頼んで貰ふて視察したので公の視察ではない、公の視察になると大使館又は公使館より照會して貰ふのですがそれには日數を要するから短僅の滞在に

ては不可能で、故に私はホンの親切づくめで見せて貰つたので、特に向ふで主任者を定めて貰ふて視察上の便宜を興へて貰ふことが出来なかつた。長く滞在して御出になる方になると表面の紹介をされて向ふで或る一人の主任を定められ其人に總てのことを交渉するとか調べて貰ふとかいふ御便宜がある。現に横田參事官は司法省の勅使に當る人を特に選定して貰つたので餘程便宜があるとの話がありましたが之に反して私のは僅かの日數で公式の照會でない、云はゞ懇意づくで見せて貰ひに參つたのですから、只主任の人に會つて聴くやうなことで特に便宜を興へて貰ふやうなことも出来ませなんだ。それが爲に今日でも此場に於て皆さんに御話を申すのにも極筋立つて順序を付け、又耳新らしく御參考になるといふ程の材料を私は得持ち歸りませぬでした。私一個としては餘程利益を得たと思ひますが、さてこれを書いたり言葉に表はしてずつと筋を立て、御話し申し上げやうといふと、どういふ風に申し上げ、どういふ順序にして宜いかと思ひますので甚だ當惑を致して居ります。嘗て參ります前に局長からも過ぎ去つた後を見ると非常に時間が早く經つたやうだがまだ何も調べが出来ないので先へ進むにも餘程氣うてをして仕舞ふといふ様になるといふ御話がありました。向ふへ行つて果して其感念を一層強くしましたのです、是れといふ角立つた御土産もないのは困つたことであるといふ念が常に頭から去りませぬでした。それからもう一ツ私の智識意外の重荷と申して宜しいが萬國會議でございませぬ。此萬國會議に臨席するに就ても嘗て行つたことがないので實は甚だ心配を致して居りました。加之私は講話をしなくちやならぬことになつて居るので、私の頭は歐羅巴に居る間は心配が絶えなかつた。どんな風にしたら宜からうかといふ心配で日の經つのも實は分らぬといふやうな状況でありました。斯く申上げると誠に無責任に巡回をして來たやうな御感じもあるかも知れませぬが實はさうではない、私は精々力を盡したのです。思つた十分の一も達することが出来なかつたのであります。縦し此點に就て皆さんから私が責任を盡さなといふやうな讒を受けまして

も私は甘んじて受ける積りでありますが、實は却々歐米の視察といふことは第一言葉が餘程通じなければならぬのと、金が無くちやならぬのと、時間が無くちやならぬのと此三拍子が揃ふて居らなくては私の考へる所では極く立入つて細かく調査をするといふことはむづかしいものであることを深く感じました。此三拍子が私には全く缺けて居つたのと、もう一ツは私は立ちます前からの健康が如何であるといふことは皆さんも御氣遣ひ下さいまして私も多少懸念致しましたが、これは一ツ試験的に參りました。幸に健康だけは豫想以上に良結果を得ました。右申し上げますやうな次第でありまして今日逆も筋を立て、順序正しく御參考になることを申上げる譯には參りませぬが、比較を致して見ますると私は英吉利に一番長く居りました。英吉利で一番便宜を得ましたので、と申しますのは曲りなりにも自分で話をする事が出来ましたので一番便宜を得たのと、長く居つたのと多く見たといふ關係で、主として英吉利の監獄に關係することの大體を今日申上げることに致したいと思ふ。其細かい事柄に就きましては他日に譲ることにして亞米利加に參りましての關係は又別に御話申上げることに致したいと思ふ。もう一つは會議に關係しますことですが私は大體のことだけは在米中報告を致して置きました、それが雜誌に載つて居りますやうでございませぬから皆さんも御覽下さつたこと、思ひますから省略しまして只會議の状況に就てもう少し御話申上げて置くことも他日御出でになる方の御參考にならうかと思ひます、で之を今日申上げやうと思ひます。

第一に會議に關係しますことは大した長いことでもないが、御承知の如くに此度亞米利加の會議では三十五ヶ國と云ふ多數の國から委員が集ることになりました、人數も随分多數でございませぬ。私が立ちます前には監獄會議といふものは無難作のもので難攻であるかのやうに聞きましたのでありませぬが、參つて見ると案外さうでもございませぬ。會議は熱心で午前の九時半から始め十二時まで部會を開き、それから午後は總會を開きます。一日も休みなしに會議を繼續する、勿論全部の會員は出席し

ませぬけれども、兎に角暑い際であつたが誠に熱心に討議する有様でした、又亞米利加合衆國政府の會員に對する待遇に就ては別に報告を致しませぬから私が歸りまして口頭で復命しました。借此待遇に關する御話を申し上げますれば最初まだ會議の始まりませぬ前に政府の催ふしによつて（會議は十月二日から始まるのであるが）九月十七日に會員が紐育に集合し夫よりエルマイラ、市俄古の方に參つて其處の監獄なり感化院なり其他普通の觀光を致しました。其の汽車の費用旅宿屋の費用、それから馬車、自動車の費用は總て亞米利加政府の負擔によつて多くの會員が連れて廻られる。これが十八日から二十八日までかゝつて居るから十日間である。これは亞米利加政府として會員を優待されたのでありまして費用は少からぬことである。元來亞米利加は金の懸る所でありまして、殊に旅宿などは何處も一流の宿に泊めたやうでありますから費用は非常に費やしたこと、思ふ。それから此會員に對しては亞米利加政府が税關に訓令して會員の荷物は總て無検査で税關を通過させることになつて私共も其恩恵を蒙つたのであります。是などは亞米利加政府の特別な待遇であつたのでございませぬ。大統領タフト氏には一日謁見するといふことになつて、私共皆參りまして會員は一々握手を致しました。それから亞米利加政府として一夕は宴會を催されました。私共も招待を受けました。其他恰度萬國會議と同時に亞米利加合衆國全部の監獄會議を開きましたので、會議は萬國監獄會議と亞米利加各州の監獄會議と二つの種類がありました爲め互に兩會議へ出席することになつた。尤も亞米利加各州監獄會議の方は少し萬國會議の前に開かれたのです此の亞米利加各州會議員が我々萬國會議の委員を招待されました。一夕盛んな宴會を催された事でございませぬ。又華盛頓は會議場てございませぬから華盛頓に滞在在中あらゆる有名な團體からは別に食事の招待はございませぬけれど、自由に見せる自由に尋ねに應じるから來て呉れるといふ招待が續々私共委員の所へ參りましたのでございませぬ。其他華盛頓では自動車をして子供の救済に關しまする場所なり、其他慈善事業に關する會の方から視察の便宜を與

へて呉れたやうなことです、今回は幸に日本からも會員の頭数が多くなりまして肩身が廣い心地致しました、併し日本より表面政府の代表者として參つて居りますのは私一人ですが支那の方からは委員が八人内四人は政府の代表者でした、頭數で言へば支那は八人で日本は六人であるから大差はありませぬが政府の代表者としては比較になりませぬ支那は却々奮發しました。而も支那から出た委員の中には大審院判事が二人居りまして、其一人は「ケンブリッジ」大學を卒業した人で、他の一人は哇布生れの英語に堪能なるもので亞米利加人と殆ど變らない、寧ろ支那人と云ふよりは亞米利加人といふ方が適當する位でその言葉の能く出来るのが餘程便宜を與へたのであります。監獄に關する智識は一向ない人ばかりで其大審院判事といふの言葉は名だけが附いてあつたのではないかとはいふことでありました、兎に角言葉の必要といふことは私も向ふへ參りまして感じましたこととてございませぬが、併し日本に對する亞米利加國の待遇といふものが餘程注意してあつたやうでございませぬから、私共でも幸に餘り面目は缺かぬで濟んだやうでございませぬ。會議のみならず言葉の必要といふことは何れの點から申しても大事なことであらうといふことを深く印象致しました。會議に就きましては報告を致した以外に餘り變つたこともございませぬが、各國から出た人の中には有名な人がありまして白耳義からはプリンスといふ法律の大家が出る、英吉利からは監獄局長に當る人が出られました。それから和蘭の大學の教授、佛蘭西からも監獄局長に當る人が出られる、奧地利からはブタベスタの時の監獄會議の會長になつた人が列席致しました。獨逸のクローチ翁等は今度は出られなかつた、獨逸からも出ました。今直接に監獄の局に當つて居る人は一人も出られませぬでしたが露西亞からも監獄局長が出る、兎に角各國から有名な人が出られた、其中に於て私が前申上げた通りに演説もしなくちやならないといふやうな立場になつて居りましたので、歐羅巴に居る間に心配したよりは一層心配をいたしました。知名な人々の前に立ちまして無學無能の私が不完全な英語を以て演説するやうなことは、始めては

ら非常に苦心致しました譯でありました。どうか加うか其場だけは濟ませたもの、心の裡では實に煩悶に堪えませぬのでありました。もう少し私力があつたならば一層日本の状況を紹介することも出来一層日本の國威を輝かすことも出来たのであらうに自分が無能の爲に思ふ様に紹介し得なかつたのは甚だ恐縮に堪えないといふ感念が腦裡を去りませぬ。今日になりて願みれば能く私が鐵面皮にも曲りなりに其場所を濟したと思ふ位で其時には盲目蛇的にやつたので決して樂にやつた譯ではない苦心慘憺の結果でありました。今日では皆さん内輪の方々でありますから有りの儘を申上げた譯であります。

會議に關することはこれで止めまして英吉利の監獄の大體に就て御話し申上げたと思ふのですが、是ももう諸君が疾くに御承知の方をございませうと思ひますが、比較的英吉利のことに就ては是れまで耳にすることが少かつた、獨逸のことに就ては詳しく承ることが出来ましたが英吉利のことは少なかつたから中に御参考になることもあらうかと思ひます。御承知の如く英國には英吉利ウエルス、蘇格蘭、愛蘭土と分立して居りまして、大英國と云へば是等を皆含みますが、只英吉利と云つたのではイングランドとウエルスを稱するので、監獄も亦所管が分れて居る。英吉利の監獄といへばイングランドとウエルスのことを云ので蘇格蘭土愛蘭土は分れて居ます、倫敦にある内務省は只イングランドとウエルスとの監獄を監督して居るのであります。私の申すのはイングランドとウエルスの事で大英國の全體ではありません。イングランドとウエルス即ち英吉利の監獄は大體二種に分れて居つて一は「ローカルブリテン」即ち重罪監といふて宜いでせう刑期三年以上の受刑者を集禁し一は「ローカルブリテン」即ち地方監獄又は輕罪監とも申すべきものです、之を監督致しますのは内務省で日本で申す様に監獄局とは申しませぬが監獄の事務を取扱ふ一部局がございまして、事務官と稱へる者が四人ございします。その中一人が「チエアーメン」と云ふて監獄局長に當つて居るのです其次に書記官で巡閱官を

兼ねて居る者が一人書記官補といふ者が一人巡閱官五人其内の一人は書記官が兼ねて居ります。事務官は全管内を三部分に分ち其一部に一人づゝ部長となつて之を監理する、巡閱官は其分擔を場所に分けないで事件に依りて分掌することになつて居る、即ち巡閱官五人の内三人は總ての監獄行政事務に關する巡閱を掌り一人は教誨教育のこと、一人は衛生並に監獄醫務のことを巡閱することになつて居り總て仕事で分けてある、そして日本などは違ひまして餘り距離は遠くなく汽車の便もあるから毎月一回は必ず巡閱するといふことでありました、且毎月一回巡閱するといつて此點には非常に重きを置いてある、其外の役人以外で監獄の所在地に監獄のことを巡閱し且評議するため「コンミッティー」と唱ふる者が任命されて有まして常に監獄を巡閱して監督を爲し内外相待つて監獄の改良を圖ることになつて居ります、私が或監獄へ参りました時に地方の評議員が今來て相談中である、協議中であるから逢へぬ暫く待つて貰ひたいといふことでありました。地方の評議員は一週間に一度は監獄に來て監獄行政のことに就て相談することになつて居る趣でして却々巡閱といふ事柄は頻々行はれて居る様です。重罪監とも稱へますのは六ヶ所ございしますが、其中の一ヶ所は女監です、重罪監と申しますものは刑期の三年以上のものを拘禁する所で、輕罪監と申しますのは其以下の短刑期の者を拘禁する所でありました。重罪監の内二ヶ所は極少數な人数が置いてございしますが、外の一ヶ所は諸方から其處へ送つて來る即ち集治監のやうに他より收禁しますから千人内外は拘禁して居ります、それから輕罪監とも地方監獄とも申す所が五十九ヶ所ございします。監獄の數もそれだけでございします。且つ日本などは遠つて距離が近く早く参れるやうであるから巡閱の頻々出來る便宜がございします。私は總ての監獄を見る譯に参りませぬので、倫敦市内に五ヶ所監獄がございしますが倫敦市内の監獄は勿論重罪監ではホードランドといふ所重罪監のエアールズベルといふ所を見ました。此重罪女監は倫敦から二時間ばかりかゝる所です其他地方監獄ではリバーポールの監獄外二三ヶ所を見ました。英吉利の監獄は巡閱が行は

れる制であるが、比較的能く統一して居るやうに見受けました。一の監獄で見たことが何處も大概同じやうになつて居る。素より建物に就てはさういふ譯に参りませぬが處遇其他の扱及設備に就て云ふのです、建物で申上ぐれば私の見た中では何處も近時建設したのはございませぬ、古いものでは五十年前七八十年前のものもありませぬ、ポートランドの如きは五六十年前のものです尤或る部分は近時改良したのもあるのです。私が此度歐米の監獄を見て日本の監獄と違ふと考へたのは拘禁の仕方でありませぬ、私の見た所では日本のやうに一房内に五人も六人も六人も集禁して置くのは見ませぬ。夜間は獨居拘禁になし晝間丈工場に出して雜居せしむ即ち夜間獨居、晝夜獨居の二種類になつて居り概して夜間獨居の方が主となつて居る。晝夜獨居の方は或種類即ち刑期の短い者とか、入監して來た當初の内とか極特種のを晝夜獨居に致してあるので、其の他の者は夜間獨居になつて居ります、これは英吉利の拘禁制度であるさうでございませぬ、併し其中でも幼年未成年囚に就きましては非常に注意を拂つて居つて未成年者の刑期の短いものは監房で仕事をさせられぬときは工場に出しても他の者より見えぬやうに一人宛仕事するやうに工場の中を狭く區劃して戸を建て其他の方法を以て外部の人と接することの出來ぬやうにして働かしてあります。左もなければ監房内でやらせませぬ。英吉利の監獄は建築時代によつて監房の容積が違ひます四疊半位の所もあり三疊位の所もある。三疊よりも少し狭い所もある、元々監房内で仕事をさせる目的で出來たのでない仕事の種類によつては監房内が少し狭い、寢臺などがあるが監房内で仕事をさせるときは尙更狭く勢工場に出して隔離をするといふことになるのでございませぬ、尤廣い監房では監房内で仕事をさせて居る處もあります。只亞米利加では一房に二人か三人入れて居る所がございませぬ。即ちヒラデルヒヤの監獄は獨房で有名なる所に拘らず在監人員増加せるに因り雜居せしむると申して居りました。それで私は感じましたことがございませぬ、拘禁制度といふものは時勢の進歩と獄制改良に従ひまして變化が來るものであらうと思ひます、往々歐米の監

獄中でも建物が堅牢に出來上て居つて容易に改修することが出來ませぬ。止むを得ず拘禁制度は定つて居つても建物の爲に實行することが出來ぬといふやうな事實を生ずることがある。現に私が白耳義でガンといふ監獄へ参りました、白耳義は晝夜獨居を本尊とする所でありませぬのに、同監獄の監房は如何にも狭く二疊敷あるか無かの所に寢臺を入れてあり只身體の通れるだけの道がある位で極めて狭いのであるから却々監房内で仕事をさせることは出來ないのでございませぬ、是は餘程古く出來たのであるが今之れに改修を加へることは餘程難かしい、日本の木造を改修するやうな譯に行かぬから夜間獨居に使用してあります、是などは矢張り構造の關係上止むを得ざることになるのでないかと感じましたのでございませぬ。監獄の建築は餘程注意を致して置きませぬと拘禁制度と相反する様な結果を來しはせぬといふ考へましたのであります。何れに致しまし日本と違つて物質上の設備は能く出來て居りませぬので誠に羨ましく存じました日本では費用がないので如何とも仕方がないのです。外圍に致しまし堅牢にして何れも二丈以上あつて餘程高いから容易に越えることは出來ぬ。監房内に於ても刃物があれば直ぐ破れるといふやうなものでなく、非常に堅牢であるから囚人が逃走するといふことは少ない。日本の逃走の數を話したら大に驚く位であらうと思ふ、逃走は極めて稀で殆どないと云つても宜い。私が参つ所では近來逃げたといふことは全く無いといふて話しました。尤私が出立前獄務課長より「モアビート」監獄より逃走しかけた囚人があつたといふことを聞いて居りましたから、同監獄へ参つたとき此處では逃走しかけた者があつたさうですがどうかと聞いてもありません。併し自分の同僚の谷田といふ人が來て居られた時に逃走しかけた者があつたさうであるが云つて重ねて問ふと、さうですかよく知りませぬ聞いて見ませうかと其時は言葉をにこしておいて後に聞いて見ましたら一人逃走しかけたものがあつたといふことと申しましたこともありませんから、其外には何れでも更らないと答へましたすが體裁を焚ふて居ることもないとは保し難いのですが兎に角逃走といふ

事實は餘り無いのでありませう、現に監房内で鋭利な刃物其他立派な器具機械で仕事をさして居るやうであるからこれを以て破監逃走することは無いかと聞くと、逃走を企てる者もなく逃走をする者もない、決して其機会がないと取締の人が斷言します、私共が見ては其だ危険に思ふのです。但し囚人の性質によるのであるが日本の囚人よりは却つて柔順であるらしい、或る者は腕力も強くして持餘しものもあるやうであるが概して柔順であるやうですから不規を謀るものが少いかと思ひます要するに建物其他の設備に就ては逆も比較にならぬ。殊に建物は一層羨ましく感じましたのです又洗濯場や乾燥室、是は歐米何れの監獄に行つても立派な大設備が出来て居つて蒸汽力で乾かすことになつて居り且一度に澤山乾すやうに立派に出来て居て、それが亞米利加も英吉利も歐羅巴も符節を合したやうに同じ方法に出来て居る、これが爲に非常に清潔上に便宜を得、第一衛生上には利益多く、何處で聞きまして一週間に一度位は着物が取替られるといふ、其取替へられるのは設備が整ふて居るから都合よく洗濯が出来るからです、英吉利などでは千四百人の多數を拘禁して居る所でも一週間に一回は洗濯が出来るやうで始めの内は私は疑つて居りましたが設備を見ると出来得ることを信じます。其手續はどうするかといふと各監房各翼より其受持看守が一翼づゝ囚人を連れて来て用度の方から受取り歸つて之れを各囚に配り汚れたものは用度の方が引受けて始末するといふやうに輕便に出来て居る。成程さういふ風にすれば一週間に一度づゝの引替は出来得ることであらうと信じた譯であります、此點は誠に能く出来て居ります。衛生上の注意は獨り監獄ばかりぢやございませぬ。私は倫敦の警察署に行つて見ましたが濡れた衣類を乾かす所の乾燥設備は立派に出来て居る、巡查が雨天屋外を巡回して濡れたものを着て戻ると直に乾かせるのです。概して衛生上に注意し之れには餘程重きを置いて居るのです。併し今之を日本で實行しやうすれば餘程費用がかかる、第一建造物蒸汽機關石炭等の必要を生じさして容易に實行致し悪いが、併しながら少し注意すれば炊場の蒸汽機關を利用すればそんな

に費用をかけんでも小規模の設備は出来ると思ふ。

それから妙に私が感じましたのは大便所といふものが英吉利の監獄に限つて監房各翼の中央へ一個所設けてある、監房内には小便をする便器が置いてあるだけで大便は監房を出まして中央の便所へ參るのですから出入甚だ煩雜であつて且つ危険であらうかと思つて段々尋ねて見ると、上廁を求むる度に看守を呼んで監房の戸扉を開けて貰ふのみで、殊更看守が上廁中見張をして居ることはないが逃走もしない、且つ夜分便所へ行く者は幾らもないのでさう面倒がないと申す。造作もないことやうに答へて居ります、私共が考へると監房を一々出して連れて行くのは危険であらうと思ふが左もないとすればこれが一つの方法であらうと思ひます尤各監房内に設ければ充分でありませうが、最初監獄を造る時にさういふ風に造らなかつたので今更之が模様替も出来ないのでございませう又それをしやうとすれば費用が餘程かゝりませうから矢張従前の儘にやつて居るのでせう、燈火の如きも經濟上からださうですが瓦斯を用ゐて居ります、英吉利では瓦斯が安いからです尤「ペンテンピール」の監獄では新築せし監房の一部に電氣燈を用ゐてあります。其又瓦斯燈も皆手の届くやうな所に硝子戸が嵌めてあつて點けてあるが囚人がいたづらをしてしない、それか爲に弊が生じたこともないさうでございませう。獄務課長からの話であつたがモアビードの監獄では石油ランプを用ゐて居る、如何にも左様です英吉利の瓦斯と好一對です英吉利では電氣燈も盛に行はれてあるが電氣燈よりも瓦斯の方が、經濟になるから電氣燈に更へる必要がないといふて居ります。それからもう一つ英吉利では變つたことがありますが即ち死刑囚の死骸だけは監獄の構内に葬つてある、さうして其埋葬地に接する壁へすつと死刑執行後葬つた者の姓名が彫り付けてあります其譯を聞いて見ると嘗て墓地が外部にありたる時死刑囚の墓を發いたものがある、其死骸を盗んだものがあると云ふ事實があり大分久しき前のことであるさうですがそれからして監獄内に葬るといふことになつたさうです、死刑囚の數が僅かであるから左科墓

地の狹隘は感じない、乍去是なども英吉利が舊慣を破らないと云ふ一例を見る事が出来るだらうと思ひます。それから又私共が考へて居りましたのと違つて居るのは、外國人は餘り風呂へ這入らないといふことに聞いて居つたのでありますが決してさうでない、各監獄とも風呂の設備が餘程能く出来て居て、一人づゝ這入るようになってゐる。却々清潔法は能く實行致してありまして感服致しました。又監獄の建築に戻りますが英吉利の監獄では表門は常に閉鎖してありまして其中に今一つ鐵柵を設け其出入口は鎖鑰を施しあり事務所迄行くには關門が二重になつて居る、これは各監獄共同し構造になつて居ります、これなどは寧ろ監獄の峻嚴なことを示す譯でせう、即ち一つ門を這入つてもう一つ門を這入らなければ事務所其他監獄構内へは這入れない。それであるから日本のやうに表門から在監人が飛出すやうなことも出来ななし内部からでも外部からでも容易く出入することは出来ませぬ。又地下室があつて物置に成て居るが之なども餘程便宜に出来て居る、地下室の設備などは日本では場所に依り出来悪いのでございませうが参考とすべき構造法と思ひます。

それから監獄職員の数でございませうが、英吉利の全體の職員の数と日本のと比較して見ますと矢張り向ふの方が少くなつて居りますのですが、英吉利では重罪監と輕罪監とで大變違ひます、重罪監の方は多くなつて居つて輕罪監の方は少ない。重罪監の方では典獄以下總て籠めても在監人五人一強位に就て職員一人、輕罪監の方は八人六分強に當る、假に重罪監合計した數によると在監人七人七分強に就て職員一人になつて居ります。日本の極最近即ち昨年十月の在監人員で職員を比較すると日本の職員は在監人六人九分強で一人の職員が置いてあるやうな形になります。豫算所定の在監人員で算出しますと豫算人員は少くなつて居るから五人強には職員一人の割になります。概してこちらは役人の數が割合に少いようございませう。これには色々の事情もございませう、監房が堅牢であるから逃走の憂等も少い爲に人を減じるといふこともございませうが、そのみならず事務上

のことに就ても總て人數を少くして用辨してあるようです。人數を少くして用辨するといふのは日本のやうに細かい事務が無いやうであるが概して職員が責任を重んずるといふことになつて居つて、各自自分の主管の用務は一生懸命で之を辨して且其職務に熟達する其代り他人のことは顧みない他人の仕事を助ける事はせないといふ風があるようです。甲の事務に従事した人に就て其職掌外のことを聞きまますと全く解らない、譬へば一課の人であると二課のことも三課のことも解らない、自分の所管のことだけは餘程注意して解つて居るので用務を運ぶに便宜である、これは責任を重んずる結果からするなるので此責任を重んずる點が第一人數を減少する所以であらうと思ひます。それから事務のやり方もあるやうである。責任を重んずるから従つて其人に物を任して置いても間違ひがない。間違ひがない爲に規則を設けて監督指揮する必要もない、隨て監督者を置く必要もない、各自に自分を守るといふことが人數を減ずるといふ主因になるのであるうかと思ひます。夫れゆへ事務を煩雜にする必要もなくなる、これは餘程學ぶべき點であるのであります。従つて囚人と役人の間が非常に親密である。餘り其間が親しく見ぬてどうも役人と囚人の間の懸隔がないので馴れ過ぎはせぬか、友達らしくなつては悪くならうかといふ感じもしましたが、段々見て參り聞いて參るといふと、どうもそれが爲に私が思ふた程弊の生ずるやうなことがないらしい、あるかも知れませぬが私が始め思つたやうなことはない。各自自分を守るといふことであるから囚人は囚人で規定に従ふといふ概念が強い故命令違反といふことが少い。役人も命令に服従の念慮が強いから一つの命令が出て自分の氣に入らないからといつて之れを攻撃非難することはしない、自分の仕事に氣に食はないといつて打ちやつて置くこともない。一言にして之を蔽へば公徳心が發達して居りますから秩序も自ら保たるといふこと、なりますのです、社會の風潮がさうなつて居るからして別に馴れて妙な工合になるといふことは無いと感したのでございませう。

それから私が感じたのは言葉に就てはあります、上下の區別が言葉にないから看守に向つても外の上官に向つても同じ言葉を用ふ、上の人が囚人に向つても言葉に差がないから自然總てのことに親しみが来るやうな形にもなるだらうし事實親しむのでありませう。此點は私共が参りました一番強く感じましたので、成程かういふ風になつて上下一致することにあれば人も減るが總てのことが圓滿に遂行し得らるゝと思はれます、役人は役人で互に信じて居るのであるから任して置く、囚人の行狀の良否も監房の前に札が懸つて居つて等級などが分つて居るが誰が主として勘査するのかと聞けば看守がやるのであると申す、上官が會議を開いて更に審査するかといふとさうでないとのことです、眞に形式丈看守長が目を通す趣です、大概看守の報告で済んで仕舞ふやうにして。受持の看守が書いて置く札が即ち行狀の等級になる。斯ういふことになつて居るので受持看守が悪いことをするかと云ふにさうでない、英吉利の人は任されて信用されたら信用に違背するやうなことをしないといふ風になつて居るさうでございます、それが爲に大概間違が起らぬさうです又囚人の方でも看守が悪いことをするとは考へない、此點は餘程學ぶべき面白いことだと考へましたので、斯くなつてこそ始めて囚人に感化矯正のことを説きますものにも効果が顯はれるのではないかと思ひます若し役人が自ら自己の受けた命令を非難攻撃して居つて囚人に對しては自己の命令を守れといつた所で御手許拜見といふことになつて總て統一といふことは缺けるだらうと思ふのです。さういふことは毛頭ございませぬやうに見受けまじし、話を聞いて見てもないやうでございます、これなどは國情の異なる所以でございます、せうか誠に羨しく感じましたのでございませぬ。

然るに囚人の犯數に就て聞いて見ますと在監囚人は再犯以上の者が割合に多い、私が只今茲に持つて居ります數字は一ヶ年だけでございませぬが、百人に就て初犯者は三十八人強再犯以上の累犯者が六十一人強になつて居る。して見ると初犯は三分強で再犯以上は七分弱になるので餘り日本と犯數の關

係は違はぬやうに思はれます、併し之を男女に區別すると向ふでは不思議に女の方の再犯者が多い、男の方では一人に就て五十七人女の方は七十八人餘になつて居る、日本より比較上女囚が多いやうで従つて犯數も多ければ刑期も長くなる譯でございませぬが、随分盛に酒を飲むので飲酒から犯罪が起るといふ事柄が多い所でございませぬから、斯の如く犯數が重なつて居るものもあつて二十犯以上の者もあるさうでございます。私共が烏渡行つて見たゞけでは判斷も出来ない譯であります、私が行つて見た所では、をとなしく仕事にも従事して居るやうで、比較的能く働き柔順なやうに感じたのです、此おとなしいのが服従の感念を備へて居る結果であらうと思ふたのです。獄則處分などは數字の上だけでは何ともいへませぬが、其割合は百人に就て八人であるから八分である。十人に上つたことは統計を見ましても極少ないやうで百人に就て通常八人何分になつて居るやうな譯であります、英吉利には妙な處罰法が残つて居りまして、「ケツトナインテール」と申しまして直譯せば九ツの猫の尾となります直徑三分大の九ツの麻綱で作られたものにて長さ二尺五寸位持つ所は束先きは九ツの房になり居るもの、それで腰部を撲つのです。未成四年には河柳の様な枝の有ものを帯のやうに束ね之れで撲つのです、綱の方は笞刑と殆んど同じやうにして撲ち方によると肉に食ひ入り血が出るさうです撲つ數は五十が最多限で未成四年には二十五が最多限であります。此懲罰は今では餘り用ひぬといふことであるが今に使用されて居つて統計表の上に載つて居ります。斯ういふ懲罰法も残つて居る、減多に使ふことはない大概暗室に入れると良くなつてそれから暴れるやうなことはなく謹慎するから此罰を科するに至らないと當局者はいふて居ります。現に處罰の一と致しまして英吉利にかういふ所罰法が存して居るのは不思議です。減食處分などは日本と違つて居ります、成程これは食物の種類が違ふからでもありませぬが、假にパンを日本の米麥飯に對比し得るとせばこれが主要品である、減食に處するときは主要品のパンは減じない、副食物を減じ鹽や水をやつて置くとか或は粗惡の物にするとかい



ふことになつて居つて、日本の減食處罰と比較すれば穩當の様に思はれます、これは食物が違ふから日本では同じやうには參りますまいが參考とすべきこと、思ひます、それから作業のことに就て御話申上げますれば大體作業は總て官司業になつて居ります。官司業と申しましたも英國では製品を他へ販賣する目的で製造するのでなくして諸官司の需用品の製作に應じて居るので、就中陸海軍遞信省よりの注文が最も多い、或は各監獄の需用品を一ヶ所で製造する現に英國の或監獄は六十ヶ所の監獄の職員を裁縫して其處から配布して居るやうな次第で、總て諸官司監獄又は感化院其他慈善的の機關に使用する品物を作つて居ります、斯ういふ風で總て毎年製造する分量から仕事の種類が定まつて居つて仕事が變更するやうなことはございませぬから仕事を當嵌める上に於ても便宜で、どういふ仕事をしたらよからうかどういふ仕事を拵たら宜からうかといふことを憂ふる心配はない。それで作業費といふ目や就役費といふ目はございませぬ。材料は多くは相當費目から拂ふので、監獄で需用品を造ると言へば素品は相當豫算費目より買入れ遞信省其他諸官司より材料を提供して来る。作業の費用は外から出て来るものと云ふことになつて居つて日本とは變つて居ります。監獄では利益を取らないから。注文者にもそれが利益である。随分澤山の仕事をして居ります。歐米の監獄は餘り作業に重きを置かずさう盛でないかと考へて居つたのでありますが、參つて見ますと案外であつて却々仕事に重きを置いて居つて又盛んに仕事が出来ます。監獄で作業を囚人に課するのは本人が出獄後それによつて就職の道を得る方法を講ずるのであるといふ議論もあるやうであるから、さういふ方から見ると諸官司の需用品ばかりを作ることになつたら其目的は達することが出来ぬかも知りませぬが、併し乍ら英國では刑期が非常に短いです。假に刑期の一例を申上げますれば千九百八年四月一日より千九百九年三月三十一日に至る一ヶ年間の新受刑者は十八萬五千三百三十六人あります中で三年以上の刑を課せられた者は僅か千五十九人三年以下は十八萬四千幾らといふものになります此の三年以下の囚人

中には僅か一日二日三日といふ刑期のものもございします。だから日本でいふ拘留刑も無論含んで居る譯であります。斯ういふ譯で刑期が短かいからして仕事を練熟せしむるといふ期間が多くの受刑者には無い譯になる、且仕事を運びます上には本人が監獄を出てから助けになるといふものに重きを置くといふことは勿論ですが作業の種類如何に拘はらず勞働といふ感念勤勉といふ感念を涵養すれば、監獄を出てから何をして食ふことが出来るといふことになるので、其主意から割出しますれば仕事の種類のみに重きを置かぬのも宜しいかと思はれます、併しながら仕事も重罪監と輕罪監にて其種類を異にして居ります。現に私の參りました「ポートランド」重罪監では石切の仕事をして居ります、又重罪監になれば習熟期間を與へることも出来ますから多少其邊には趣を異にして居る點もあります、概して作業の種類を選ぶといふことは寧ろ需用品の種類に左右せられて居る傾があります、又囚人の科程は英吉利では各業種毎に定めありて日本よりは一步進んでチャンと印刷して各監獄へ内務省から廻してあつて最多と中位と最下と三等に分けてあります、但一週間科程になつて居りまして毎日検査は致しませぬ、元來陸海軍省とか遞信省とか注文先きが凡を定まつて居るから製造する品物もよく分り居りて其分量數量も時々變動しませぬゆへ印刷に附して廻してあるのです而して英吉利では採點法になつて居りますから科程の最多分量を爲したる者には八點中位を得たる者は七點最下は六點を與ふ、斯ういふ採點法になつて居るから日本のやうに毎日々課表に働き高を記帳して置くことは無い、一週間毎に製品は用度係の方へ看守から廻して居る、さうして一週間毎に働き高を記帳して置き其仕上高を科程表に照らし「マーク」を與ふる様に機械的に出来て居るから誰でも出来ます且工賃は仕事の出来高に依りて餘計やるといふことでなく行狀等級が第一期第二期第三期第四期及特別級になつて居つて第一期は最下等である、第一期の時には賞與金はやらない。第二期の時は二百四十「マーク」に付一志を給す但十二志を超ゆるを得ず第三期では二百四十「マーク」に付一志六片にして十八志

を越ゆるを得ず第四期では二百四十「マルク」に付二志六片而して以前よりの給與高を合計し三磅を限度とす又特別級では普通賞與金の外出監の際特に惠與金を給す但犯級刑期に依り其金高を異にす如此規定になり居る爲め日本の如く作業の種類及働き高に依り一々何分何厘といふ計算を爲す扱よりは餘程輕便になつて居るから毎日看守が調べるといふこともございませぬで大に手が省かせよう、それから授業者は各工場に居まして製作方の教授を爲すは勿論製造品の精否も監査しますが、日本と違ひまして諸官衙の注文品を引受ければ相當の品を拵へなければならぬから、相當の授業者の必要もあらうかと思ひますが、皆夫々専門の適任者を備ひ入れてあるようです、又私が見ますに向ふでは督勵と申して無暗にお前は働かなければならぬ科程に達せぬといふやうな仕向でない、出來ない者はどうするかといふと注意はするといひますが却々看守が少いから手廻り悪い、出來ない者は點數が少くなり自分の損になる、働かなければ「マーク」が減つて來る減つて來れば其者の待遇が悪くなる、詰り自ら反省するやうにする。督勵的に働けと云つたり行狀を良くせよと云はんでも能く働けばそれだけ良い報があるといふことを自然的に自覺的に觀念せしめるといふ方法を取つて居るのではないかと考へます。且又各自本分を守る觀念を有つて居るから強いてやかせしく云はんでも宜い、従つて自然喧嘩も少く看守と囚人の間もさう圓滑を缺くやうな事もないのである、併し此事柄は何國でも應用が出來るといふ譯ではない英吉利では社會がさういふ仕組になつて居るので甘く參るのであらうと思ひますのです、本分を守るといふ點は日本に於ても學んでよからうと考へます。それから尙ほ私が感じたのは日本と恰度符節を合したやうに英吉利の監獄でも構内に空地さへあれば日本の監獄で近來やつて來たやうに耕作をして居る、畑が作つてあるのです恰度日本の監獄を見るやうな心地が致しました。彼地では土地が少ないので却々附屬耕作地を持つて居るやうな譯に行かぬ、従つて耕作の道を教える譯に行きませぬから一面には土地の經濟を圖りて耕作方を教へ一面には野菜の補給を圖ると申譯柄です。

要するに經濟上には大に注意を拂ふて居るのです。

それから教育に關することを申しませう英吉利では幼年囚に對しまして教育上に就て餘程注意を致してあります、又未成年者の取扱に就ては英吉利ばかりでなく各國其餘程注意して居るやうですが就中英吉利では深く留意して居ります未成年者中十六歳未滿と二十歳未滿とに區別して教育上に注意して居るが、成年以上の者には餘り教育に重きを置いて居ないやうです、而して其教育時間は一週間に六時間以内即ち一日に一時間それも全部でなく監獄によつては一週間に三時間又は四時間位の處もあり、一週間に六時間位授學する所でも個人により其必要に應じて授學するので、教育よりは寧ろ仕事に主になつて居るやうです、嘗て日本でも未成年者に教育主義を取り音樂をやらすことも必要であるといふやうなこともあつたやうであります、斯う云ふ點も歐米ではどうであるかと思つて實は少し注意して見ましたが、英吉利にて私の參いた處では音樂を使用して居る所はございませぬ。只教誨場では宗教的の關係から時に樂器を加ふる場合はあるやうですが教育の一方法として樂器を使ふ所はない亞米利加のエルマイラ感化院では樂器を用ひて居るがエルマイラの樂器使用は大部趣が變つて居ります。屋内運動の時樂器を用ゐるので運動の種類が遊戯の様な運動でなく誠に活潑の運動方にて樂器に連れて活動するのでありまして二時間又は三時間引續き烈しく運動しこれが濟むと直ぐ冷水の水泳場に飛込むといふ風で決して優柔のやりかたでない、囚人や感化生に對して樂器を使つて感化の一助となしてあるといふことは日本で聞いて居つたのとは違つて居ると感じましたのでございませぬ。

教誨は大概プロテスタント教とカトリック教と猶太教との三種に區分して居るやうであるが、別に此點に就ては詳しく申上げる程のこともございませぬ。

要するに今日では未成年者の扱に就ては餘程能く注意が行届いて居り、尙ほ改良施設しつゝあると

いふやうな状況でございまして、犯罪減少といふ點には餘程重きを置いて居るやうに認めました、感化事業の如きも英吉利などは有名な所だけありて却々能く施設され實行されて居ります、感化院は四十ヶ所ある其他に「インダストリアルスクール」といふのがありますが、それが百三十二ヶ所もあつて其經費は三十萬六千八百十二磅日本の金で三百六萬八千二百二十圓になりませぬ。監獄費（六十七萬三千二百八十磅）の殆んど半額です。感化院や「インダストリアルスクール」の經費は政府から支出するばかりでなく民間よりの寄附もある譯であるから經費は乏しくない譯であります。保護事業と申しますことも矢張り盛に勵行せられて居るのであつて、保護會と申しますのは七十ヶ所程あります。宗旨によつて出来て居るのもあり色々の種類があり種々になつて居て統一は致して居りませぬやうです、政府からの補助金は四千磅即ち日本の四萬圓といふ金額になつて居ります、英國では物價の高い金の多くなる處では四千磅と云ふ額は多いのでないのです日本の獎勵金に比較すれば日本の方が却て多いといふことになりませぬが、英吉利にては左程獎勵をするといふ必要がございませぬでせう。總じて慈善事業は餘程發達して居ります「レンドヘル」といふ所に感化院があります其處に巡査の孤兒教育所があります私は見せて貰ひましたが婦人の管理せる廣大な建物として巡査が職務に殫れ或は病氣で死んで母親が其遺兒を養ふことが出来ぬとか、或は父母共死んで孤兒になりたるものを收容して十五歳まで養育して居るので現在人員は二百十人餘でありました其費用は慈善家の寄附金と巡査の奉職して居た地方より小兒一人に付何程と出金することになつて居る。其金員とで支辨するのです尤其出金高は地方によつて一定して居らぬのです此の如き救濟事業は一面慈善でもとと共に、一面職務上を獎勵するといふことになりませぬ即ち後顧の憂がないといふことになるから自然職に殉ずる者が多くなるだらうと思ひますから一舉兩全の策と思ひます。これに就て感じたのは監獄にても同様の救濟機關を設立するとなれば監獄に就職希望者を増し職務獎勵の大助となるでしやう私は我が同僚間並に監獄協

會に於て一考あらんことを切望して止まざるのです是などは監獄事務には直接の關係はございませぬが好機會ゆへ一言致し置きます。

以上申上げましたのは御參考になることもありませぬし實は有觸れたことであります上に、取摘んで申上げたのですから甚だ要領を得ませぬのに清聴を煩したのは赤面の至りでございませぬ、何れ又亞米利加に關することは他日お話し上げる機會もあるかと思ひますから今日はこれで失禮致します。

○犯罪防遏に關する三事業に就て

監獄局長 小 山 温君

近來我國精神界の一部には不健全なる思想蟻れりとするべき傾向あるより曹洞宗にては今回大に各地に活動せん爲め先づ其一手として本月十六日より三日間巡回布教師及教誨に従事せる布教師等を芝區青松寺に召集し管長大木山永平寺貫首大木山總持寺貫首より布教及教育上に關し特に訓諭し内務省司法省文部省等の當局者の出席を乞ひたるが十八日間席上小山監獄局長の談話に左の如し

先日より皆様お集りの所へ出て、何か御話を致すやうにと云ふ御依頼を受けて居りました、時の繰合せの付きます以上は、罷出ますと云ふ御答へを致して置きましたが、御承知の通り議會開會中でありませぬから、別段御話をする事柄に於て思想を纏めると云ふやうな暇がございませぬ、殊に今日司法省に於て、朝來重要な相談を致して居りました爲めに一時半と約束を致しましたが迎も參れますまいと思ひまして遅れますと云ふやうなことを電話で申して置きました處が其の相談がなか／＼片が付きませぬで迎も二時や二時半で終りさうにありませぬから、一應中止をして貰ひまして此處へ駆けつけて參りましたやうな譯で準備もありませぬ、又長く御話をする餘裕もございませぬが、折角御承諾を

致したものでありますからして、謂ば出鱈目に御話を致して、幾分の御参考になるならば、幸だと申ひます

私は今御紹言になりました通り、司法省の監獄局長と云ふ職務に就て居る者で私の職務は何であるかと申しますると、畢竟社會より犯罪を驅逐する、犯罪を防遏すると云ふことが職務なのであります、一面御觀察になりますと云ふと衆生濟度を以て任とせられる諸君と私とは丸で方角が違つて居りますやうに考られませんが、其の實は決してさうでないのである、監獄は刑罰を實行する所でありますが、刑罰を實行する目的は古人も言へる如く無刑を期するのです犯罪をなからしめんとするのである即ち衆生濟度の一部分であると私は思ふ、其の一部分に於ては諸君と私とは職務を等しくすると信ずるのであります、それで御話を致しまするにも縁故のないことでない、のみならず其の部分に付ては同一の目的を有して居るのでございませうからして、私の職務上の御話を致して幾分の御参考になるであらうと信ずるのでございませう。私が兼て考へて居り又他の席で申しましたこともありますが、世に三つの事業がある其の三つの事業は犯罪の防遏に付て兄弟で互に相助けて目的を達しなければならぬ、斯ふ云ふことを申して居ります、其の三つの兄弟と申しますのは何であるかと云へば、感化救濟事業、監獄事業、出獄人保護事業此の三つである、斯ふ云ふことを申して居るのであります、犯罪の原因論等に付て御話すると宜いのであります、時間がゆるしませんから、それは今は申しませぬが皆様御承知のことであらうと思ひます、要するに犯罪の原因は個人的にあることもありますし社會的にあることもあります、さうして此の犯罪と云ふことに付て、日本で國費を費すことは莫大なるもので監獄費は略ぼ一年に六百萬圓、其れから裁判所の費用でございませうが、是は刑事に付て費すことは幾許と云ふことは記憶して居りませぬが恐くは四百萬圓に下らざるべし合せて壹千萬圓其の以前に警察が使用する金高は之も刑事に付幾許と云ふことは分りませぬが之も莫大なるものである、それ等は金

錢で見積るべきものである、金錢で支出する費用も其の通り莫大であるのみならず、犯罪に付て人々の生命身體財産の害されることが夥しいのである、どうかして之を絶滅せしめなければならぬ、絶滅に歸せしめると云ふことは恐らくは出来ないことすれば絶滅に向つて力を盡して絶滅の目的を達せずとも之を減少する方法を講じなければならぬ、犯罪を絶滅に歸せしめる、又は減少をせしめると云ふことに付て働くのが前に申した三つの事業と考へて居る

序でございませうから申しますが現在監獄に居りまする則在監人の總数が七萬餘人であります、此の七萬人餘監獄に居りまするのを以て新聞紙上其の他で日本を犯罪の一等國であると斯う言つて居りますが、是は間違ひである、犯罪の一等國であれば、我々は尙ほ更奮闘しなければならぬが、併しながら犯罪の一等國でない、在監人は遺憾ながら諸外國よりは多いのである、在監人の多いと云ふこと、犯罪人の多いと云ふことは無論違つて居る、犯罪人は幾等多くとも罰しさへしなければ一人も在監人はないのである、それであるから犯罪人が多いと云ふこと、在監人が多いと云ふこと、は無論違つたことである、私の申しまするのは在監人を減少すると云ふことを申すのでない、犯罪人を減少したのである、さすれば在監人が殖へて宜いかと云ふと、犯罪人を減少すれば従つて在監人は減るのであるが、その犯罪を減少して従つて在監人を減少することになしに、在監人を減少すると云ふことを目的にすれば、それは間違つて居る、斯う云ふことを言ふのである、在監人を減少すると云ふのなら、犯罪人を成るべく世の中に出して置けば宜い、それで在監人は減少するのである、例へば世の中で刑罰が重い、斯う云ふことを言ふ、刑罰が重ければ在監人は殖へます、刑罰を軽くすれば、在監人は減ります、犯罪人は何うかと云ふと、それは關係はない、少しお考になれば分る話で甲乙丙と云ふ三人の犯罪人があると假定致します、各一年の刑に處せられると見る、さうすると一年中毎日三人つゝ、在監人がある、さうでなしに、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥と云ふ多數

の人間が居る、十二人の犯罪人が居る、各一ヶ月の刑に處せられると假定しますると、毎日監獄に居る人数は一人である犯罪人は十二人である、前のは犯罪人は三人であるけれども在監人も三人である、即ち犯罪人が少なくとも在監人は多い場合があるし、犯罪人は多くとも、在監人は少ない場合がある、それであるからして徒に在監人を減ずると云ふことのみに着目して申すのでない、犯罪を減ずると云ふのも其意味に於て言ふのである在監人を減少して私等の煩勞を少くすると云ふ意味に於て言ふのではない在監人を減少する策として在監人を減少することにのみ働くと云ふことはいけない、在監人を減少するのでない犯罪人を減少する目的でなければ成ぬ例へば、犯罪人が百人ある百人の囚人を監獄に入れて置きますると世の中に犯罪人は無のである其の方が宜いのである、監獄の方を五十八人にして餘の五十人は世の中に働かして居るよりは百人なら百人を世の中に於て働かさぬ其方が宜いのである私が犯罪減少犯罪絶滅と申すのは在監人に就て申すのでない犯罪それ自體を絶滅したいと云ふのである、それに就ては感化監獄保護此の三つの三兄弟事業があると思ふ斯う申すのである、そこで監獄と出獄人保護事業と云ふことに就ては私直接其職にあるのである、此の二つの事業に就ても皆様の御援助を受けなければならぬとは多大であるが、併し私はそれ以前に於て犯罪を防止することを諸君に切望したいのである、そこで即ち感化と云ふことに就て十分力を盡されんことを望むのである、私が此處で感化と申すのは其意味を廣く即ち廣義に於て申すので有ます、通常感化事業と申しますと不良少年を對象とする、不良少年を目的とする、不良少年を感化して善良なる臣民となすを目的とするのである、所が私が此處で感化事業と申しますのはそれより廣いのである即ち惡を絶やすと云ふことである、總て人を感化して罪を犯さざらしむるやうに仕立てる斯う云ふことであります、其犯罪人をなからしむるやうに即ち罪を犯すことのなからしむるやうに一人もないやうにすると云ふことは、何うすれば出来るかと申しますのに、即ちそこが私は宗教家の任務で無かと思ふ、惡心の萌さざる中に若くは萌さんとするのを

防ぐのである、そうして善心を起さしむるのである、若し皆様がそんなとは我々に出来ないと思つしやれば私は皆様の信任を問はなければ成ぬと思ふ、殊に僧侶の中から犯罪を出すに至りては實に諸君の恥辱であると考へる、既往は致方がありませぬが將來決して僧侶から犯罪人は出さ無と云ふ御決心は最も必要なことである、併し勿論さう思つて居らつしやるであらうが、それでは足りない一切衆生を濟度して善人となし又俗的に申せば忠君愛國の民となさなければ成ぬと思ふのである、それは宗教家の任務と私は考へる、若し皆様御盡力で感化の目的を達するとを得ますれば他の職責がなくなる、是程宜しいとは思ふ、宗教家がさう云ふことは出来ないとは勿論仰つしやりますまいが必らず出来ると思ふのは、實際日本で宗教心の盛んな所では犯罪が少い是れは事實である、即ち諸君の本山の永平寺の在る處、即ち福井縣又は富山縣石川縣の如き現に犯罪人の少ない實例がある、さうして日本に於ては最も宗教の信仰の盛であると聞て居るのである、さうして見れば理論ばかりでない實際に宗教家が力を盡すならば犯罪の減少が出来るのである、今一步盡さるれば尙ほ減少する尙ほもう一步進んで盡さるれば絶滅に歸すると云ふ信念を起さざるを得ぬのである、所でそれは宗教の效力を他所から見て申す話でござりまするが此の宗教心を鼓吹する即ち信仰を高めしむると云ふことに就て今の時勢に於ては皆様が餘程御考へにならなければならぬのであらうと思ふ、是等の事柄に就は既に多くの人々が御話になつたと云ふことでござりまするから深くは申しませぬが今日の世の中に於て昔通りの御心得で信仰に入らしむると云ふとは難しからうと思ふと申しませぬが今日の世の中に於て昔通りの御心得で信仰でござりまして方法手段と云ふものが變はらなければならぬと思ふ、第一に御考へになりたいのは犯罪原因中に社會的原因の多いと云ふことである、個人的に惡性を有つて居らないでも社會の境遇が然らしめて罪を犯さしめる惡人にするに云ふことが多いのである或は惡性はござりました處が社會的原因がそれを助長をして犯罪に至らしめると云ふことが多いであらうと思ふのである、社會的原因には種々

ありまして一々此處に擧げる譯には參りませぬが一般に申すと所謂産業革命即ち諸種の機械力と云ふものが生産に用ゐられるやうになりましてから即ち物質的文明が進みたる結果として富者は益々富み貧者は益々貧になる、言葉を変えて言へば中流の人間と云ふ者が減少すると云ふとは免れぬ現象である、此の潮流に我が日本も入つたのである、所謂物質的文明と云ふものが段々盛んになる即ち我々の最も畏れなければならぬ社會主義と云ふものも此處に根を有つのである、其の點に私は諸君が深く留意せられなければならぬと思ふ信仰を進めると云ふとに就ても之等の事即ち富者が益々富んで二面に奢侈の生活を見せる、一面に日夕汲々として勞働に従ふも尙ほ一日の生活に困難する者あるを御覽なされてはそれを救助すると云ふとに付ても思ひを致されなければならぬと思ふ、私は深く宗教は知りませぬが古來宗教の目的の一つは其處にあらうと考へて居るのである、即ち慈善救濟の事業と云ふものも諸君の任務であらうかと思はすがさう云ふ所に留意せられて居らなければならぬと考へるのである、それから無論私の感化事業と申すのは意味が此處では廣く申しましたから、そう云ふ意味もあるものであります、が學校教育と云ふとも入るのであるが井上友一君も先日參られて御話があつたと云ふことで、定めて感化救濟事業のことに就て御話があつたらうと思ひまするし感化救濟事業即ち感化と云ふことに就いては餘り長くなりますから此處らで話を止めて置こうと思ひまする。

それから監獄事業、監獄事業は即ち私の従事して居ります職務でござりまするが是れは事前に犯罪を防止することが出来ず罪を犯して後刑罰と云ふ國家の威力に依つて善心に立歸らしむる、善良なる臣民に立歸らしむると云ふことを目的とするところである。監獄に於ては無論國法の命するところに従つて紀律節制に依つて、善良なる臣民に立歸らしむると云ふことを努めるところでござりまするが、それ自ら矢張犯罪をなさしめないと云ふ職務を有して居るのである、監獄に入り来る者が善良なる臣民にすると云ふ目的の外に、未だ監獄の門を入らざる者、即ち監獄に居る者の外の間人をして罪

を犯さしめざるやうにすると云ふ任務を有して居るのである、それは逆に刑罰のなかつた時の事を御考へになれば分かる、眞に善良なる人間と云ふものは刑罰があらうがあるまいが、監獄があらうがあるまいが惡事はなすまい、然し其れ程に善良なる人間は多くない、刑罰監獄と云ふものがなければ現在より多くの犯罪人惡人と云ふものが現はれて来る、即ち刑罰監獄あるが爲めに惡事を爲さぬものも多と云ふことは疑ひなきところでありませう、果して然らば監獄あると云ふこと、それ自身が監獄に入つて來ないものをして罪を犯さしめぬと云ふ效能を有して居ると云ふことが、御分りになるであらうと思ふ、即ち是は心の中からなすところの、宗教から見れば抑も末のことでござりまするが、外から威壓を加へて抑へて置くこと云ふ效能をなして居るものである、それは監獄に入つて來て居ります者を適當に取り扱ひさへすれば、其の目的は達せられるのである、即ち監獄の目的は監獄に人を入れない、入つて來させないと云ふに在ると云ふて宜しい、他の目的は監獄に入つて居ります者は、之を善良なる臣民として外に歸へすと云ふことを務むるのでござりまするが、是れは一度罪を犯して居る者である、二度犯さしめざると云ふ目的に向つて進まなければならぬのである、此の犯罪に陥らしめざる方法と致しては、何うしても第一に心を改めしめねばならぬ、善心に立歸らしめねばならぬ、此の席には監獄教誨師も居られると云ふことでござりまするが、そこで監獄にも其の機關の一つとして、宗教家諸君を聘して、監獄教誨師と云ふ任務を與へて居るのである、言葉が過激に亘るかも知れませぬが宗教家諸君が力加らないで惡人が出來た其惡人を監獄に収容してそれを善人にすると思ふ仕事をするのである。さあ此處に於ても前に防止することが出來なかつたとすれば、防止をすると思ふことも、矢張諸君が責任を有して居られると言つて差支なからうと思ふ、監獄は勿論此の目的の爲めに存在して居るのでござりまするからして、宗教家諸君が力を盡くさるゝに恰好に出來て居ると思ふ、私曾て言つたことがある、監獄は人の身體を拘束する、自體の自由を奪ふが併し心を自由にする場所

であると言つたことを覺へて居ります、今でもさう考へて居ります、世間に居りますれば人間イロ／＼のものに囚らはれ易い、身體は自由でござりまするが心は諸種の物欲に囚へられて、貴方の言葉で申しますならば煩惱に捉へられると申すものでござりまする。私が此處で申すのは、此の煩惱を起す原因が世の中に澤山ある、従つて心が囚へられて居る、其心の囚へられて居る方に向つて、自由なる身體が動く云ふのが世の中である。ところが監獄は身體を囚へて居りまして、心の方は捉へらるべきものが絶無とは申しませぬが、少ない、飲酒家に酒の香を嗅かさないものである、勿論見せないものである、監獄法には男監女監を厳しく隔つると云ふ規定がありませぬのも、之が爲めである、男をして女を見せしめない、女をして男を見せしめないと云ふやうに、欲の誘因となるべきものを除いてやる、即ち心を囚へらるゝものを遠けて心を自由にして置くのである、其時に宗教家に働いて貰ふ之が佛教の終始目的であるかと存しますが、涅槃と云ふ言葉は、離繫とも譯すると聞いて居ります。即ち煩惱や悪業の緊縛を離れると云ふ意味も有つて居るものだと承知致しまするが、囚へられる誘因を除いて置きましたところが、また囚へられて居ります、過去がありませぬから、それで其場合一切囚へられて居るものを除く、善良なる者にすると云ふ方面に宗教家に働いて御貰ひ申すのである、それで多くの目的を達して居ると、信じて居ります、世間は監獄を犯罪の製造所などと申しませぬが、一部分を捉へれば、さうゆうことも、言はるゝでありませう、絶無とは申しませぬけれども、多くの犯罪者は監獄に於ては悔悟するのである、多くの犯罪人は悔悟して善に立ち歸つて監獄の門を出るのである、無論其の監獄事業の一機關として、宗教家が盡して居らるゝ監獄の門を善良なる人民として出るのである、實に善良なる子となつて、監獄を出ました者が、多くの時日を経過せざる内に、再び罪を犯して監獄に立歸へると云ふ者が多い、多いと言つたところが、さう多くはござりませぬ、十分の四位でありませう、何故でありませう、私の考へでは監獄に初めて入りまして、出る曉に、

尙ほ悔悟致して居りませぬと云ふ者は、十人に一人はあるまいと思ひます、百人に多くも二三人であるに拘らず、前に申します通り、再び悪人となつて、刑罰に處せらるゝ者が、多いのである。それは何故かと申しまするに、監獄に居ります間は、前に申しました通り、囚へらるゝものがない、ないと言つては語弊があるかも知りませぬが、監獄にはない過去の聯想でありませう、監獄では酒の香を嗅いだことがない、酒を見たことがない、それで酒を飲ふとも思はない、斯うなつて居る、外に出ると直ぐ酒がある、酒の香を嗅ぐ、初めにはそんなに思はぬ、度々嗅ぐ、遂に再び誘惑に陥る、囚へられると云ふ運びになる、監獄で善心に立ち歸りまして、監獄の善心は、丁度温室に於て植物の芽が出たと同じである、其植物の芽が出たところで、温室から出して寒風に曝せば、其植物の芽は成長せずして、却て枯れるのである、さうすると同じであらうと思はれる、誘惑がないから、風がないから芽を出したのである、折角芽が出たけれども、世の中の寒風に曝されて枯れるのである、植物が温室で芽を出したならば、それを外に出す場合には少なくとも、北風の寒いのが當ることを防いでやらねばならぬ、暴き風に當らないやうに育てなければならぬ、さうして育て、行く中には春が來るのである、再び温室に入らずとも、寒風に堪へて成長して行く植物となるのである、其北風寒風を防ぐものは何であるかと云ふならば、出獄人保護事業である、免囚保護事業と云ふ言葉を聞きて世の中に、奇怪なりとの感覺を懐く人がある、免囚保護と云へば、國家の規律を破りて、罪を犯したる者ぢやないか、其の人間が監獄から、出て來たからと云つて、それを保護すると云ふのは何たることである、實に奇怪至極なることである、斯う云ふ感覺を懐いて居る人が世の中にはあるやうである、恐らくは宗教家諸君にはさう云ふ考へはなからうと思ふ、世間には未だ此の感覺を懐く方が悲しいかな多いのである。出獄人保護の事業と申しまするのは、保護と云ふ言葉はござりまするが、以上に申します通りで、御分りになつて居らうと思ひますが、善心を保護するのである再び惡に陥

らしめざる手段である、出獄人を可愛がつて欲を恣にせしむるのでない、國家に善良なる臣民を増すのである、即ち社會の安寧秩序を害し又は國家の善良なる人民の生命財産を害する人間を無くする仕事である、直接には出獄人を對象と致しませんが、歸するところは世の一般の人間を保護すべき即ち犯罪防遏策である、ところが多くの人は左様に奇怪の思想を懷いて居りますが爲めに此の事業は甚だ困難である、殊に嚴格なる家庭になりますと、家庭より出たる犯罪人が出獄致したる場合にそれを受け取らぬ、眞面目な村になると、一度監獄に入つた者は、村に入れぬ、正直なる商家でありますと云ふと、一度監獄の門を潜つた者を備ひ入れないと云ふ有様である、是等の人の考へは悪いかと云ひまするに、惡ひ考へではない、犯罪を憎むのである、善い考へである、善い考へではあるが間違つて居る、それで監獄の方から、申しますると監獄では一生懸命になつて善良なる人間にして、再び斯う云ふところへ來るものでないぞ、參りませぬと言つて外に出すのに世の中ではお前は此處へ來るところでない、お前の居る處は、監獄だから監獄へお入りなさいと言つて、押し込んで來る、斯う云ふ感じがある、監獄に五年も六年も或は十年も居りまして、善良の心に立ち歸つて、親に詫びをするも親が受け付けない、村に入らうと思ふても村に入れない、十年以前此世の中からは、取り去られて監獄に入つて居りました者が十年後に世の中に出て來て親兄弟に見放され、村の人にも見放され、誰に依つて行くか、人間の生活欲は、強て食はしむる、それでも、何しても惡事は再びなさないと云ふものは死ぬより外は仕様がございませぬ、其の多くの者は死にますまい、生活欲の刺戟に依つて、何うしても食ふでございませぬ、さうすると何か他人の物を取て食ふより仕方がない、實に是等の人間は憐れでございませぬか、富める者は勿論の話でございませぬが、世の中の人には之を救ふてやつて善いぢやございませぬか、又た救ふ責任がある、責任とか云ふことを除けましたところで、是等の者を救ふのが自衛の方法で非常に利益ぢやございませぬか、金儲づくでも儲けぢやございませぬか、それ

で私は皆様にお願ひを致したいのは、寺院には檀家がございませぬ、信徒がございませぬ、檀信徒より、犯罪人を出しました場合に於て、其の者が出獄致しましたならば、此の窮境に陥るのを救ふて戴きたい、此の出獄人保護にはいろいろ方法がありまするが先づ僧侶として私はさう云ふことをして戴きたいと思ふのである、是は此の列席の皆様方だけに、申し上げるのではない、或は親子兄弟の間を融和して出獄人を引き取つて引き取らしむることに、力を盡し、又た惡心を萌すのを防ぐが爲めには、自己の寺に召ふなり、自ら出て行くなりして、さう云ふことのないやうにして或は職業のない者には、職業を周旋してやる、と云ふやうなことを、矢張曹洞宗の僧侶諸君にのみ望むのではないが、一般僧侶が、さうして下さつたならば非常に効力があるであらうと信ずる、是れは最も諸君に爲し易い方法であると思ひて諸君に向つてお願ひするのであります、是だけ申せば、御想像が付くと信じまするが尙ほ實例を話し致しまするが、現在ありましたことで、伊豆地方の或る家から静岡へ子供を丁稚にやりました、ところが小僧が物を竊みましたして監獄に入りました、あの地方の幼年者は沼津分監へ收容致します、そこで段々教育もし、教誨もし、決して再び惡事を致しませぬと云ふ決心をしたのである、斯ふ云ふ小供であるそれが出獄致しまして後直ぐ捉りまして、又た入りました、大福餅とやら、饅頭とやらを、他處の店で盗つて食つたと云つて入つて來た、段々取調べて見ますと、沼津分監から出され、家に歸つて來ました、そこで未だ日のある内に着いたが、何うもきまりが悪くて、家へ入り悪い、静岡へ丁稚にやられて監獄に入つて、監獄から出て來たと云つて、入り悪い、誰か家の外に出て來て聲を掛けて呉れたら、其れを機會に謝つて入らうと思つて居つたが、生憎も出て來ない、それから夜になつてしまつた、何うもしやうがないものであるから、辻堂か何處かで寝た、益々くと言つて睨らしてあるから、それを知つて居るから、子供心に又た歸ると叱られはせぬかと云ふ



ところから歸り遅く、なつてしまつた、最初は監獄で與へました僅少の錢で何かを買つて食つた、段々費つた向は又た二日經つたが歸へれない、錢はなくなる、そこで饅頭を取つた盗んだ所にて捉へられた、是は事實であつたさうである。それで多くの場合に於て監獄では汽車のあるところなら停車場まで送らせまする、遠方であるならば親を呼び出して引取らせるやうにして居りますが、呼び出されても出て來ぬ、丁度其場合、此の家へ歸ります場合、お前の爲めに詫びてやつて入れてやるから、二度と悪心は起こしなざるなと云ふことを説いて聽かす者があつて、親なり兄弟なりに詫びてやつたならば、此の犯罪はなくて済んだのであると、私は信する、出獄人保護事業は斯る容易い場合もある、一寸した動機で前申します通り、温室の中で育つた善心か悪心に歸ることがある、此場合に、例へば檀那寺の和尚様が詫びてやる、時々言ひ聽かせたならば、歳も若し立派な國家の良民になるのである、此の事業が即ち出獄人保護事業である、此の趣旨に於て福島縣では各宗の僧侶諸君が同盟をせられまして、自己の檀徒の犯罪人は自己の責任なりとして、出獄人を引き取り、出獄后再び罪を犯さぬやうに、注意すると云ふ事業に従はれて居る、斯う云ふ風に諸方で出來ましたならば、犯罪人は何處かのお寺の檀信徒ならざる者はない、皆とは申しませぬか多くはさうである、それであるから直接の事業としては、諸君自ら當られ、さうして同僚に説かれて此事に従はれることを希望するのである、尙ほ其の上に出獄人保護事業は要るのであります、檀信徒中の富豪にも説かれ、前に申しました、犯罪を減少せしむるは富豪自ら守る所以である、社會主義など、云ふ厭やな考へを起さざらしむる手段であると云ふとを説かれて此の出獄人保護事業と云ふことに十分力を盡されるやうに致したいと希望致すのであります、私のお話は大分長くなりましたから此處に止めて置かうと思ひます、何分にも前に申します通り別に腹按も致しませず取り止めのなきことを申上げたにも拘らず、御清聴下されたのは光榮とする所でありませぬ。

寄書

○女囚戒護者に一言す

甲府監獄 櫻井 革 聲

第一 緒言 彫管一枝聊か蕪箋を裁し以て女監取締諸姉の匿下に寄語す。蓋し女流の罪惡を犯すや何そ限らん。婉婉貞淑の徳ある者も毒惡の誘魔に其の節操を奪はれ。竟に子を棄て夫を殺すの慘害を企つるが如き。世決して其例に乏しからざるなり。婦女の意思多くは薄弱にして操守の頼むに足らざること夫れ斯くの如きものあり。而して高等教育を具ふるものにして猶ほ斯くの如き非行者を出たすより見れば村娘野婦目に丁字なき者の虚榮に惑はされ浮華に靡き。或は竊み或は欺くに至るは決して驚訝するに足らざるが如し。

吾人は全國に於ける婦女の在監着を概見するに。其數四千一百餘人あり而して其最多なるは東京の四百九人にして堀川の二百八十八人山形の二百六十二人に亞き。他は概して五六名以上二百名以下に在る者の如し。今之れを受刑者三千六百九人中。罪質を査較するに窃盜の一千三百四人を最多とし。放火の四百五十六人嬰兒殺の二百九十三人殺人の二百八十七人等之れに次く。而して賭博及び富贓、詐欺及び恐喝等も決して少數に非ざるより見れば。凡そ婦女の犯行は姪靡と浮華と相伴ひ。偏執と妬忌相競ひ。其極や操履常經を失し爵情終に狂奔して彼の恐るべき罪惡を遂行するに至るものなれば。其惡を爲し毒を流すや憤念怒氣の溢る、處凝集力最も強大にして。却て男性の夫れよりも猛烈なる作用を起すを常とす。然れども女子の犯罪は率ね他動に出づるものにして。所謂薄弱柔懦の情緒は異性

の浸透に克つ能はず。東家の愛は去て西隣の寵を希ひ眞にして慈なりし賢妻良母も或る動機のため。夫を賣り兒を毒するが如きこと必ずしも絶無なりと稱する能はず。嗚呼世道を講説し人心を維持せんとする者の須臾も警策を懈たるべからざる叔世の慘事に非ずや。夫れ然り虚榮と淫靡。偏執と貧窶とは婦女の犯行を挑發構成する因果關係の纏綿聯絡して離脱し能はざる故たるを識認し得たりとすれば。之れが感化誘掖の方法に於ても思ひ半はに過ぐるものあるは吾人の牢信して動かさる所たり。想ふに女監取締の職に執掌する會員諸姉は夙に這裏の消息を會得して戒護檢束は勿論。善誘規誨の道に於て決して遺策なきは事實の立證する所にして。吾人は諸姉に嚮望す竿頭更らに數歩を進めて。已下各項に涉り研鑽に自省に庶幾くは斯業の爲めに勉焉たらんことを。

第二 既修學科の講明 一葉半頁の報告書にも其意を悉す能はずして。上司の反問に往復の時間を徒費し。口頭の申告に支離の陳述多く。一些事と雖も尙ほ事理明白に意思の暢達せざるか如きは。是れ修養の缺くる所あるに非ずして何ぞや。然れども其如此事態は當に諸姉の中に於て見るのみならず他の男性司獄員に於て。比率の上より却て多數なるは吾人亦決して知らざるに非ず。唯今や姑らく諸姉の爲めに立言するのみ請ふ諒察あらんことを。願ふに諸姉は一定の試験に登第して今日の位地に居るは勿論なるべきも。其學力に於て將た人格に於て優劣の懸隔甚しきものあるは吾人の多費を待たずして諸姉の熟知せらるる所なるべし。故に其優者は自修撓まずして益優者たるに順比的に。劣者は昏ふして進路に迷ひ彌劣者となるの傾きあるは吾人の長太息を發する所以なり。吾人は敢て博覽多識を強ゆるに非ず。又敢て専門的研究を勸むるに非ず。單に既修せる普通學科の温習を枕上檠下尙ほ廢する勿れと云ふに在り。苟くも如此なれば趣味の自然に伴隨するは勿論。爛熟の結果は必ずや餘師の存するあらん。夫れ内に修養餘りあつて温乎たる徳容の外に英發するは自然なりとす。故に片言隻語を費さずして能く他を啓迪化導するを得ん。是れ天理人分を洞會して從容逼まる所なければなり。想ふ

に諸姉中の老者は謹嚴己れを持し女囚に對し輕侮を招かざるの點は或は望むことを得ん。然れども其の爲す所言ふ所は共に甚しく時世に遅れ時に或は失笑に値ひするが如き事例なしとせず。是れ蓋し先入主となつて嘗て推移疏達の道を悟らざるの致す所たらずんばならず。又其の若齡者在ては動もすれば輕薄に流れ。自己の容姿を裝飾するに汲々として囚徒等に對する眞摯着實の態度を缺き。甚しきは書眉翠黛一見嘔吐の惡感を惹起する場合なしとせず。蓋し熟れも中正を失する者たるは勿論畢竟本分を解せず修養の至らざる結果に外ならざれば。更らに一段の修養を積み司獄者として充分の光華を放ち。渠れ等囚人をして矜式する所あるの徳量を備ふるの覺悟こそ切望に勝へず。否な諸姉の前には相當の學識を有せる昨日の名媛閨秀少なしとせず。是れ等の徒を遇するに於て將た戒護するに於て。諸姉の腹案如何敢て聞かんと欲す。

第三 勉めて脂粉の氣を去れ 努めて浮華を退けよ。安んじて朴實に居れとは。世の輕薄者流を戒勵したる先哲の箴語ならずや。吾人は移して現下の女流にして官公職を帶ぶる者の爲めに就中獄務吏員たる諸姉の能く此語を三復せんことを勸説して措かさる所なり。夫れ自から恃む所弱き者は。故らに形容を盛んにして其の寂寥孤獨の哀みを忘れんと努む。身は嚴正なる司獄の重職を帶ぶるにも拘らず。制服の下には常に裙帯の色彩を誇りて時流を衒ひ妍麗を競ふが如きは。吾人之れを稀れに目睹せざるに非ず。一言一行は繋りて國家爲政の弛張に關す。脂粉偏に嬌粧を凝らし春髮雲の如く靈香人を撲つか如き。吾人又時に遭遇せざるに非ず。其の如此は虚榮の奴隸幻華の怪魔のみ。焉んぞ能く職責を盡し任務を全ふするを得ん。否な常に醜聲紛々の間に其位地を退くの止むを得ざるあるは。吾人の往々にして見聞する所とす。嗚呼人孰れか誤解なからん。達識の人士も猶ほ其見解を謬て世の嗤笑を招きしもの古來其の例に乏しからず。况んや婦女子をや。吾人は決して之を追窮するものに非ず。然れども他の職務を奉ずるものに在ては或は多少恕するの餘地なきに非ずと雖も。一身は常に毒惡なる囚徒

の指導者となり。將た頑冥なる煩悶者の爲めに之れが啓行の大任を果さんとする者に在ては。蓋し特殊卓絶の用意なかるべけんや。滔々たる世の脂粉者流と伍を爲して。所説更らに定見なく。行動竟に自主の徳なくんば。惜しい哉識者の響聲を招かん。

回視せよ浮華幻影に一時の榮を貪り。遂に百年の悔を齎らせるものは彼の女囚に非ずや。一朝の憤怒に意馬の奔るを止むる能はずして。或は人を殺し火を放ちしものも亦女囚ならずや。其他僅々たる黃白の爲めに眩惑して人の子を育養し。資盡き力給せずして嬰兒を自滅せしめ。或は腰殺等の毒手を下れし者も亦彼の女囚ならずや。之を要するに渠等の所犯は絶だ單純にして經路や又頗る平直なり。是れ其賦性自然なるの致す所たれば。當務者は能く其罪質犯情の如何を個人的に研究して。指導誘提を努むると同時に自己立脚の地點を愆まらず。常に心的工夫を超過ならしめ。以て渠等を同化するに留意せざるへからず。是れ蓋し難きに非ず勉めて脂粉の氣を除脱し。安んじて優雅慧淑の姿致を保持するに在り。

第四 舉止須らく明瞭なるべし 行ふへくして言ひ。爲さしむへくして唱ふるは。士君子の世に處し人に對するの操履たり。今や吾人は此語を借り以て女囚戒護の責務を負ふ所の諸姉に望まざるを得ざるものあり。蓋し言語の明晰なるは彼等陰鬱偏狹の囚心を奮起せしむる機關たり。行動の嚴正なるは彼等の情性姪情に滿てる劣懷を猛省せしむる良鑑たり。故に一言を出すや苟くもせず。一行を爲すや省察を要す。夫れ言ふへくして言ひ。行ふへくして行ひ。敢て輕舉せず將た妄動せずんば。人孰れか畏敬せざらん。吾人は白眼以て我が獄界の吏僚が日夕の言動を察するに遺憾の點少なしとせず。而して就中女子職員に於て甚しきものあるを見るなり。例せば囚徒の面前に在て同僚互に嘻々として笑語するか如き。或ひは一家の私事を評發して暗に冷罵を試むるか如き。或ひは上司の命令を云々して漫に月旦を費すか如き。甚しきは同僚の私行を密語して默笑互に快を叫ぶか如き。是れ誠に贖々たる世

の下層女流に非ざれば。幾んど揚州嬌兒の態に近きものとす。豈嚴堵峻壁の下に非を正し邪を戒しむる人の夢寐にも舌端に上ほすへき言辭ならんや。如此にして囚徒の輕侮を買ひ。又斯くの如くにして上官の信頼を失ひ。獄法敗れて檢束行はれず。延ひて行刑の弛張を論究せざるべからざるの結果を如何ともするなからん。諸姉の慧性なる何爲れそ此の見易きの道理を解せざらん。學に篤くして理に明らかなる焉んを此の卑近の條章を氷釋せざらん。想ふに如上の事相は頻次吾人の耳底に達する所たりと雖も。恐らくは齊東野人の語にして毫も其の根柢を有するものに非ざるなきか。吾人は誠に然らんことを庶幾し而して亦輕々に信憑せざるものなり。

然れとも市に三虎を出たし。曾參人を殺すと云ふか如き。信せざらんと欲するも再三之れを傳ふるものあれば。梭を投じて奔らざるの母や蓋し稀れなり。吾人は切に望む諸姉の行動や。明瞭にして其言語亦清爽なるへしと。抑も操行端正にして語默苟くもせざるか如くんば。婦女の淑德何者か焉れに加へん故に管に罪囚教導の模範たるのみならず。移して以て父母に事ふへく。以て舅姑に奉すへく。以て夫に待すへく。以て子女を養ふへく。以て賓客に接すへし。嗚呼亦敬すへき哉。

第五 結論 刑事政策の改良は益其の歩を進め。監獄設備の完全は前途大に企畫せらるると雖も。感化の事や元是れ至難なり。偉大の人格に非ずんば以て當るべからず。況んや女囚の教へ難き更らに一層なるに於てをや。女性を以て女性に臨む其利便は則ち有り。其威嚴に至りては則ち難し。殊に我國の女性を視る未だ重からず。僅かに一二の官廳に任用するありと雖も。罪囚戒護の如きに至ては其撰任の道に於て既に甚だ鄭重を缺くの感なくんばあらず。是れ蓋し募集の門戸を崇重にするときは竟に採るべきの材なきを豫想したるに過ぎざるべきも。斯く其の採選を容易にし俸給を薄少ならしめたるの因は。今日の惡果を生み指導鞭策の點に於て十全ならずと思惟するもの多々なるを識認せずんばあらず。本問題に付ては現状維持か革新發展か共に當局者の勘案を要するものたるを信するなり。

吾人は本論を結ぶに際し。女囚の戒護檢束に關する海外の事例を援用して參考に資する所あらんとす。嘗て聞く倫敦監獄に於ては一般に沈黙主義の監禁制度を採用し。或る特別の事情を除くの外一切囚徒間の談話を禁止せり。元來婦人は男子よりも牢獄に於て一層情に激し易く。且つ喧嘩に流るゝを以て獄吏の女囚に對する義務も決して容易の業に非ずとす。故に規則類の新たに制定せらるゝもの。將た各種の檢束方法は絶へず行はるゝを常とす。然りと雖も從來の經驗に徴するも巧妙にして。且つ有效なる方法に依れば女囚訓化の實を擧ぐる事決して絶望的ならざるを證するに足る。勿論女囚に適用する手段方法は必要上男囚に適用する夫れより異ならざるを得ざるは言を待たざるも。其監督の主義たるや同一の一般的主義の兩性の上に行はるゝと云ふに至ては。争ふべからざる事實とす。要するに各種の秘密と裁量とは實に獄吏の熟練に待つものにして。換言すれば彼等吏員か其監督の上に現はす知識の分量と。彼等自身の性格の感化如何とか。其の最も必要なる條件なりとす。此の條件を適當に具備したる獄吏にして始めて女囚をして綿密なる獄則に服従せしむる。同時に其日常の起居動作に於ても能く清潔と秩序との習慣を養成せしむるを得るなり。勿論多數の女囚中には如何なる監督方法を以てするも到底濟度し難き者もなきに非ず。故に之れか爲めに止むを得ず嚴重なる規程を設けて。間斷なく全監獄の平和と靜謐とを保持するの手段を取らざるべからざるの必要を見るに至ると。東西固より風俗習慣に於て多大の經庭ありと雖も。其の繁獄の状態と檢束の方法に至ては元より學ふべく由るべきの點多からずとせず。吾人は我邦の現在及び將來に於ける女囚の状況を觀望豫測して。之れか感化に檢束に吏員諸姉の苦心は決して容易の業に非ざるべきを知る。然れども形端しければ影自から正し。諸姉の修養中に充つるあらは。其の發揮する所赫々たるものあらん。徳器の成就と慈性の充溢とは。此に容光瑩徹して邪魔は其の照射に勝へず。毒惡は形體の保持すべきなからん。於此乎言はすして徳化行はれ。語らずして薰育遍ねきを致し。幾百千の惡魔と雖も。安んじて提誘濟渡するを得ん。

ん。知るへし至道を解し眞理を悟るに至て宇宙何者か我か藥籠中の物に非ざるかを。諸姉夫れ勉めよや。

○囚徒と禮讓

大阪監獄 宇野霞山

禮は百般の本なり、務めて心を用ゆべきは則ち禮儀なり、今吾人が接近する囚徒に、此の禮讓の表象ありやを、俱に視察するに、吾人の心の平穩なる時に、圓滿なる禮讓を見るが如く、彼囚徒に於ても、心の不平穩なる時に、決して禮讓なるものあるを見ず、心の不平穩なるてふ事は、或意味に於て、彼の心に與ふ所のものあるに因る、故に禮讓の有無と厚薄とは、素連的に心の態狀を外界に表象し、之を外人の腦官に、傳ふる以所なれば、禮讓の厚薄が、戒護檢束上の、注意を惹くものたる事實に一面の事實なりとす、斯る必要而已ならず、禮讓夫れ自身は、處世の中堅として、交際上常に戒むべきものなれば、彼囚徒に對しても、及ぶ限り心を平穩にし、禮讓の變らざる事を希望するものなり、然るに動もすれば、小人の禮を缺くを常とし、反つて禮を目するに、諂となし之を卑むの風なきに非ず、孔夫子の所謂、君に事ふるに、禮を以てせば、人以つて諂となす、と云へるが如く、禮の盛なるは、諂の深きを意味して、冷視せらるゝは、誤解も亦甚しきものと云ふ可し、就中見榮を殊に尊重する、囚徒の其通性として、人に敬し若くは禮するが如きは、潔士の採るべき道にあらず、即ち強きに諂ふものとして、彼等の仲間に於ては、尤も之を卑めり、其意思は要するに、人に諂ふものを卑み、後者の前に媚を呈して、身の全きと思ふものを潔とせず、排斥するの心に外ならざるも、其諂ふて禮するを、敬して禮すると儀表のために禮すると、換言すれば禮として禮するを、識別す

るの能なく、唯禮するものは、詔ふものとして、早断にも、彼等仲間の交際を絶ち、之れと塙書を立てんとする惡弊の存するは、吾人の尤も遺憾とする處なり、人の禮する豈に獨り弱者を意味し、詔ふものとなさんや、人類本然の務めにして、處世必然の務めたらざるばあらず、長幼序あり、朋友信あり、君臣義ありてよ人に教ゆるに五倫なるもの、即ち禮を示せるものなり、君君たり、臣臣たる、焉ぞ禮なくして、其美を修むる事を得ん、若し夫れ禮を以つて卑み、務めて之を排するが如きは、求めて禽獸と近かんとするものと、謂はざる可らず、斯る誤解の裡に、自然發生したる、惡弊風は、可及的避けしむる方法を講じ、務めて人間と近きを加へしめざる可からずと思惟す、吾人は之を避けんとする、囚徒と日常接近し、而して之を誘導啓發して、斯の美風を表象するに、務むべき職責を有す、囚徒の禮讓薄きを見て、隣家の病人に接するの感のみにて足れりと云ふを得べけんや、吾人私に孔夫子の、一生を見るに、實に仁を以つて大本とせり、孔子の所謂仁とは何ぞや、曰く禮なり、孟子の所謂義なるもの、何ぞや曰く、節なり、禮なり、寔に禮は吾人活動の全體なり、禮を以て吾人々類の、活動の大本なりとせば、其活動の根本を誤り、不幸累纏の身となれる囚徒なるものをして、務めて禮節を尊ばしめ、誤解の淵より救はざる可らず、啓發者として、吾人復其責を免る、能はざるなり、人類何者か性善ならざらんや、之を爲して得ざる幾何ぞや、畢竟するに、囚徒に禮讓の小さく加ふるは、求めて得ざるに非ず、得るを求めざるに在り、吾人時に或る監獄を參觀したる事あり當時は囚徒の禮なきを感ずるの餘り、偶ま列席せる部長に就いて、之を聞くに曰く、紀律の重きを以つて、自然禮の輕きに失すと、之れ言ふ所恐らくは失言なるべし、實に心なき術も、此處に至らば、咎むるの辭なく寧ろ憐むべき底のものなり、身監獄に在るを知らば無責任なる帶刀吏のみ、行刑上の紀律とは何を指すや、刑罰の極は惟れ愛なり、愛は惟れ仁なり、仁惟れ禮なり、而して禮を輕じて、將た何者かを得んと欲するものぞ、法を超へて法なく、道を外れて道ある乎、吾人禮を輕

じて、紀律を重ずてふ語の、因つて來る理由あるを信ぜざるものなり、人或は禮を強て虚禮と喜ばんよりは、其のなす所に、放任するに如かずと、論ずるものあらんも、敢て囚徒の虚禮を歡迎し、誦を買はんとするに非ず、彼等が人格修養上、處世の人として、求めて不幸を招かしめ、世に容れられざる人となりて慮り、今日に於て、之れが修養を練習せしむるの意あるのみ、且つ刑罰より云ふも、行刑の身として、禮なき行刑は、決して彼れが從順に而も平穩に刑罰に、服せるものと云ふ能はざるを以て、刑罰の豫期より論ずるも務めて禮讓の必要を知らしむるは、尤も必要の事なりと信す憾むらくは、家庭の關係上、境遇上或は智識教言等の關係上、禮する事を嬉はずして、反つて之を卑むが如き、通有性を抱けるに至つては、三嘆を禁ずる能はざる所なり特に、之れが啓發者たるべき、身に責のあるを忘れ、思ひ半に過ぎざるもの、多からんとは、復以つて意外に感ずる所なり、江湖吾人と同感なるもの果して幾何ぞや。

## ○伯樂と良馬

中村雲山

伯樂は秦の人克く馬を相す後人馬の醫者即獸醫を呼んで伯樂と呼ぶ。戰國の世豊太閤は時勢を見て武術を研究し仕るところの人を見て去つて織田信長に従ふ矢矧の橋を袂に寒き夢を結びし藤吉郎は一躍天下を併合して身は關白となり位人臣を極めたるに非ずや。コルシカ島の鹽風に晒されたるナポレオンは時勢を見て活躍奮勵以て歐洲全土を席卷し天下の英雄として常に吾人の口頭に上れり。家康は牛馬共に千里の眞理を知つて堅忍持久遂に徳川十五代の基礎を固め。鐵血宰相ビスマルクは敵の心を察知して常に外交の勝利を博し。浦賀四隻の黒船のために久しき太平の睡り醒めたる我國は通商の大

鐵鞭を下し社稷を大山の重きにをき日韓合併の今日世人は今更西郷翁の先見明かなるに一驚を喫し、釋迦・基督、更た孔子哲人心を見時勢を知り天下を知り宇宙の大真理を悟つて千歳下世人は彼れが爲めに教訓を授けられ彼れが爲めに成功し彼が爲に今日の文明を來せるに非ずや嗚呼伯樂死して良馬は空しく寒天に駄馬として使役せられ孔子は永眠して聖賢の道廢る世人は今や人を知り時勢を知るの第二伯樂生ずるを鶴首するならむ。而して現社會に伯樂なきか。良馬なきか。良馬あれども伯樂なきか、伯樂存するも良馬なきか、伯樂良馬共になきか。

不俱戴天の陰謀を企てたる逆徒幸徳以下の社會主義者は一月廿四日東京監獄の露と化せり幸徳は伯樂に非ざりき和製の幸徳は舶來の思想を丸呑みにせるものなり我日本帝國の歴史の第一頁を讀むで第二頁以下を讀まざる愚物なりき弱肉強食は太古の時勢野蠻の風習なりき即腕力勝れたるものは衆人の長たり主宰者たる時代には或は可ならむ皇統連綿茲に百二十二代、世界無比の皇國を傾けんとせしは猿が水中の月を取らむとせし全くの低腦者なりき故に彼等は斷頭臺の露と化せざるべからず豈吾人は伯樂ならざるを得ざるなり。

天下を治めむと欲するものは思想界を支配せざる可からず思想界の偉人にして初めて天下を治むべし小にして監獄の思想界を支配するを要す而して人の思想と天下の大勢は駢足の兵士の如し其神速なるものは山岳の如き障壁あるも海洋の如き防碍あるも尙之を跳越て進むものなれば吾人の思想は時々刻々又改良進歩を要す水も靜かなれば沈澱物を生ず陳腐の思想舊式の頭腦と方程式の行爲は時勢に合致せざることを覺悟せざるべからず時勢に合はざれば山間に蕨の根を啣ひの愚物は措て間はず管に時勢天下の大勢を自ら動し之を生ずるの偉人となるの勇氣と決心を要す而して吾人司獄官吏は罪囚の思想常に變化するを悟つて教誨すべく戒護すべく其の處遇を改良するを要す監獄に於て少くも人の長たる者に於ては常に部下の思想に着眼し若し自己が固定せる結晶せる頭腦と公式を以て部下に接せ

むか即人を見ざるの行爲は何事に於ても自家のみ得意の色を示し傲慢極まる態度に出づるを常とす左れば其の一舉一動悉く是れ常識を逸し專横に出で、人の爲めに闘るの意なり只是れ自己の利益を貪るに汲々たるべきも何ぞ知らむ是れ却て自己の利益を喪失せしめ自己の人格を卑下せしめ他人の同情心を失するの基たるを屈服と信服を知り思想を看破し周匝緻密事務に通曉し其の處致機敏なるは之れ處世的成功を博すべき一大秘訣否治法と稱す所謂此の人を稱して叩けば鳴るの人間と云ふ上官は上官の命を承けて看守以下を指揮監督して在監人の戒護役業の督勵教誨又は賞罰其他監内一切の治安靜謐を保護す故に之が職に當る者は其下員に對しては實踐躬行以て其模範を示し又在監人に臨むや威嚴慈愛以て國法の恐るべきを覺知せしむる等其の一舉一動は總て衆目の聚る處衆心の歸する處なれば其の行動は嚴格に其の姿勢は方正に其の言語は率直にして以て之か龜鑑たるべきを要す然れども嚴に過ぐる時は苛に陥り衆心背離すべし寛に失する時は思に狂れて衆心怠逸すべし所謂寬嚴其宜しきを得るを要する所以なり蓋し衆に長たるものは寛厚人を容るゝの雅量なくんば能はず至公至正人を感服せしむるに非らざれば能はず何んとなれば衆望を屬せず衆感服せざれば其の命は行はれず其の禁は止まず命行はれず禁止まざれば紀綱敗れ衆心一致せず紀綱敗れ衆心一致せざれば何を以て歎監獄の治安を保ち刑罰を執行するを得むや蓋し監獄の治安を保ち刑罰の目的を達する所以のものは思うに其墙壁の峻嚴なるに非らざるなり又其の人の衆多なるに非らざるなり唯之か指揮監督の任に該る者寛厚以て人を容れ威徳以て人を服し智謀以て變に處し諳略以て事に動せず上下均和し誠心誠意善く其の職に忠實なるに因るのみ豈焉ぞ墙壁の峻嚴なるを頼まむや又寧ろ其の人の多きに倚るものならむや上官の任に該る者抑も亦難き事を知れよ。

監獄は獨り内部の戒護のみを以て足れりとせず多數在監人中には或は外部の者と相通じ如何なる密計を爲す事あるやも知れず加之火災其他の變事は何時何處より發生するやも知るべからず是れ内部

に在監人を戒護すると同時に又外部をも常に警備せざるべからず又人は各々能あり不能あり長所あり短所あり故に上官は須く其人の長たる處を察知し以て其の處を得せしむるを要す恰憫なるものを馬鹿として使う者無きを保せず馬鹿は馬鹿なり恰憫は恰憫なりに使うを伯樂と云ふ

若し之を察知せずして濫に配置するか事あらむか譬へ千万の看守ありと雖も尙ほ足らず之が能否を知つて各其宜しきに適はしむれば一以て十に當るを得尙且悦服して其任に該る事を希ふべし故に之が局に該る者は能く其の長を採り其の任に充つるを以て要務とすべし又其の配置の場所は善く要所を撰み可及的の人員を減少して適當の休養を與へ苟も徒勞に屬せしむるが如き事なきを勤むべし。又部下は常に上官の思想と方針を知るを要す監人に對しては常に彼等が思想の變化に意を注ぎ寸刻も止まる事を許さず看守は在監人を看守するに非ず在監人が看守を看守するなり又在監人中には看守以上の智力、學力、無きに非ず御役人様時代は過去の夢なり常に吾人は在監人に教養されつゝあるなり教習生は幾度か失敗して遂に立派なる一人前の看守となり在監人を遷善せしむることを得るなり自分は偉い御役人様なりと呑氣なる考にて勤務する事を許さず斯の如くして上官を部下に對しては伯樂となり部下は上官に對して良馬となるを得るなり。

余一日國民新聞を見るに福田國松なる強盜捕縛されて彼れが自白せし記事を讀む福田國松は元浦和監獄の注意人物常に居監就役の名物男なりき彼は非常の惡漢にして浦和町に居住し非行を以て相當の財産を蓄へたり昨年末大膽なるトントンを働さしも非常線に罹り捕はれたるも頑強なる彼は言を左右に托して犯罪を申立ざりき而して警察には伯樂ありき彼は年幼き妻を有せり而して浦和監獄に監中も非常に彼を懸想し一度妻の事に及べば涙數行猫の如くなりし人物なりき警官は之を察知し直に浦和より妻を呼び寄せ遂一自白せしめたりと此の警察官は伯樂なり人を見て法を説けるなり吾人司獄官も亦然り罪囚數千各自皆思想は長短、弱點を有す千遍一律以て御すべからず各個人に對して適當なる懲罰

と作業と監房其他課すべき方法を施すを要す老衰者には麥稈工可なり青年には勞動的作業可なり入監前の職業出監後の生業、體格等及地方の人口、氣候等を參酌して課すべきなり彼は數度の反則をせしとて重屏禁々々を重ねるは不可なり彼れが心的狀態を察知して教誨すべく懲罰の目的は彼れが反則に對して非を悟らしめ監獄の規律を恐れしめ他囚の戒しめのため爲すものなれば彼が體力の強弱と賢愚、彼が最も苦痛を感じるものを施す例へば拜金主義金錢の奴隸の如き奴には作業賞與金の削減可なり無感覺の低腦者には肉體的苦痛を感ぜしむる爲に動物的懲罰減食を適當とす讀書を好むの囚徒には閱讀禁止可なり。過失に對しては叱責にて足るべく他囚々煽動する危険人物は輕屏禁を執行して可なり彼が犯因を思ひ彼が在監中の思想を看破し彼れが最も苦痛とし又最も有效なる懲罰を施すべきなり雜談は叱責、窃食は減食、過失物品毀損は賞與金削減、喧嘩は重屏禁と固定して同一反則に對して決して比列を作る勿れ彼れ等反則前懲罰の種類々程度を知りて反則するの處れあり監房亦然り人間は社会的人物なり分房は衛生上不都合なりと單に人類總括せる公式を以て監房を指定せむが其の害の及ぶ所を知らず殺生事件は多く鶏姦より生ずるを思へば監房指定亦難きを知るべく囚徒の恐るべきは看守に非ず報告に非ず懲罰に非ず同囚間の折合なり軋轢なり

之を要するに吾人は伯樂となつて人を御し良馬となつて人に御せられむことを望まざるを得ず世は海なり身は船すり目的は梶なり海を知り船を知り梶を知りたらむには道路の荆棘を排して成功の道を開拓し得べく而して伯樂とならんと欲せば先づ良馬となつての人を見後に雲を得て伯樂となるを要す

## 監獄衛生

## ○南京虫とトリパノゾーマ

醫學士 古瀬 安 俊

去歲夏以降東京監獄に於ては南京虫の討究盛に行はれたりと雖も未だ公表すべき業績を出さず思ふに之の虫の研究は久しき以前より各地監獄の問題となり甚だしく其の驅除に勉めたりと雖も一長一短未だ完璧を出さず今に至つて猶ほ一の問題として歌はるる予も亦此の虫の討究に關與するも未だ自己の研究を發表する時期に達せざるを耻づ然れども敢えて此の問題の文獻に補する所あらんと期し自ら以て尤も興味ある方面と目したるものを抄し江湖諸賢が研鑽の興を曳かんとす

歐洲の再歸熱の流行に際し南京虫が之に關與するや問題なりし即フリラダ、チクタン、カールリンスキー、の如きは南京虫が其の傳搬をなすことを論じたれどもブライン、キンゴルン、トツト、ラビノウキチ、モューレルス、シニラック、の如きは試験的研究を行ひ其の然らざる事を論ぜり、猶ほマッキキ、クロトニッキキ、ナツタル等の試験成績相次いでたりと雖も之の問題の解決を見るに到らず千九百九九年に至りてモューレルは南京虫の穿刺によりて家鼠對「トリパノゾミアジス」(ナガナ)の傳搬に關して業績を出したりと雖も其の結果は傳搬否認説に歸したり抑も吸血蟲が病原菌或は原蟲類の傳搬者としての働をなすや否やは近世傳染病學の重要な問題にして南京虫對住血蟲の意義は十數年來の爭論たるなりギューゼッフは此の問題の解決をなさんと欲し白鼠、「ナガナ」、及び「マルデ、カデラ」を料良とし斯の如き吸血蟲が原蟲の傳搬をなすや否やを實見せり、

實見の第一着としては吸血蟲の單純なる穿刺によりて感染動物より健康動物に病原を傳搬し得るや否やを検することなり之に向て施したる實見は左の如し

多數の「トリパノゾーマ」を血液中に有する白鼠を金屬板上に固定し之を特種の餌養箱中に入れ次ぎに饑餓状態に陥入らしめたる十疋の南京虫を箱中に落し感染動物の血液を吸はしむる機會を與ふ南京虫が約三時間吸血作用をなしたりと推思する頃は其の蟲體の下體は暗赤色を呈し且つ膨大するを明瞭に目撃するを得べし此の時機に於て直ちに他の健康動物を其の箱に入れ八時間乃至十時間前の南京虫をして吸血作用を營ましむ、

右の方法によりて試験動物二疋に向ては「ナガナ」を以てし他の一疋には「ヤル、デ、カデラ」を以てし都合三疋の白鼠を試験せしむ其の成績は「ナガナ」を以てせしものは九日乃至十二日「マル、デ、カデラ」を以てせしは十四日間の潜伏期後斃れたり

次に行ひし實見は南京虫消化管内の原蟲の生活状態を知らんが爲めに行ひしものにして南京虫が感染動物の血液を吸ひたる後如何に永く傳染病源として目し得べきかを定めんか爲めなり而して其の試験は左の如し

長時間感染動物を吸ひたる南京虫の二疋をとり其の首を切り去りたる後粉砕し無染色標本並「ギムザ」液染色標本とを作る但し之の試験は吸血作用の後一日乃至八日を経過したる蟲體に就きて試むるものとす

右の試験によりて「トリパノゾーマ」の數量、外見、生活度、染色度等によりて南京虫の體內に入りたる以後の時間の關係を對比して其の間に正比例の關係を有することを認むるを得たり而して二十四時間内に「トリパノゾーマ」の多數が活潑なる運動を失ひ只二三が其の鞭毛を波狀に運動せしむるを見るに過ぎず而して形態上は三日間或は履四日間は可成よき形態を保持することを染色標本上認め得べ



く四日以後は數量に於て減するのみならず變質徴候を呈し終に消失するを見るべし故に南京蟲の體內は「トリバノゾーマ」の宿る所としては餘り良好なる場所にあらず然れども此等の原蟲に感染し易き試験動物に向て皮下注射を行へば南京蟲の體內に三日乃至四日を経たる後にも猶ほ感染せしめ得べし但し此の試験に向ては南京蟲が感染動物を吸血せし後二日三日及び四日を経過せしものを用ひたり而して六疋の試験動物に就き五疋は陽成の成績を出せり内三疋は「ナガナ」二疋は「マル、デ、カデラ」を以て感染せしめたり又此の場合の潜伏期は十八日乃至二十六日にして此の期間を過ぎて後試験動物の血液中に「トリバノゾーマ」を發見せり而して一疋の陰性成績を出したるものは南京蟲の體內に四日を経過したる「マル、デ、カデラ」を以て注射されたる鼠にして四十日後に於ても一の原蟲を發見し能はず

以上の如くなるを以て南京蟲は「トリバノゾーマ」を可成永く宿さしめ又其の毒勢を失ふことも餘り短時日ならざることを知るを得ん

モエーレルが五疋の南京蟲の體內内容を以て腹腔注射を試み四日の後健康動物(鼠)を「ナガナ」を以て感染せしめ且つ斃し得たるも氏は南京蟲の機械的穿刺作用によりし「トリバノゾーマ」を傳搬せしむることの不可能なることを論ぜり故に氏及びシエラック、ラビノウキツチ、マントイフェルの如きは傳染病學の見地よりして南京蟲が「トリバノゾーマ」或は「スピロヘーテ」の如き病原々蟲の流布に際して一の意義を有せず又其の媒介物たらざることを述べたりと雖もこゝに擧げたる試験の結果は其の反對の成績を出し下の如く結論をなさんとす

(一)生血原虫(トリバノゾーマ)の傳搬は感染動物より健康動物に南原虫の單純なる機械的穿刺によりて起され得べし

(二)南原虫の體內は「トリバノゾーマ」の發育に向て其の數量共に適當なる個所にあらず多くは南原虫

の體內にて原虫は二十四時間内に其の運動を失ふ然れども三四日間は形態上の變化を認めずして其の後に至りて變質徴候を呈して消失す

(三)南原虫の體內にて「トリバノゾーマ」は其の毒勢を失ふこと然かく速かならず即南原虫の體內に三四日を経ても之を皮下に注射すれば十八日乃至二十六日の潜伏期を以て白鼠を殺すをうべし

南原虫か此の如く原虫の傳搬をなしうる者とせば其の研究方面は益々興味多き者となるべく吾人は諸賢の攻究によりて他日より多く興味ある成績の報あらんことを希望して止めず

終に明治三十年以降四十一年迄に我が國にて出でたる南原虫に關する論文を紹介して此の虫の攻究者に聊資する所あらんす

壁虱の刺に就て

壁虱刺絶策並代用避害法

壁虱驅除法並滑利避害法の經驗に就て

臭虫驅除法の實施に就て

ペストと南京虫との傳染的關係

苛性曹達を以てせる臭虫驅除報告

第一師團壁虫驅除報告

南京虫と炭氣殺益實驗に就て

壁虱驅除法にづき硫化水素品瓦斯の應用及同瓦斯中毒一例

臭虫驅除法實施景況

臭虫と「フホリア」虫との關係

南京虫驅除につきて

横山 政

佐藤 百藏

岡 隆太郎

久保田榮吉

比留間真造

青木 大勇

和賀 璋次郎

前田 政四郎

西江 棟

山岸 禮三

岡本 隆一

志賀 樹太郎

高月 三郎

藝備醫事九ノ五

軍醫學會雜誌九ノ九

好生館醫學研究會雜誌六ノ一

軍醫、一〇六ノ八八二

軍醫、一一七ノ一

研成會雜誌四〇ノ一三

臺灣醫學會雜誌三ノ四ノ一

軍醫、一一一ノ八二四

軍醫、一二九ノ五〇七

成醫會月報二六〇ノ八

軍醫、一三三ノ一六六

軍醫、一六三ノ六四九

中外醫學新報六四六ノ二二二

海軍醫事報告摘要五〇ノ二六五

### ○犯罪者の體格に就て (一)

巢鴨監獄醫務所長 美濃部龍吉

本邦に於ける犯罪者の體格に就ては、概ね薄弱劣等のものなりといひ、否、然らずといへど、未だ是れに關する統計等に依て、實際を吾人に公示されたる人は極めて尠なきかのやうである。故に予は實務の必要に驅られ微力を顧みず先頃巢鴨監獄で男子犯罪者の體格を診査し、且つ種々の調査を遂げたのであるから、茲に其結果を述べ卑見を加へ以て大方諸君の叱正を待つのである。

併し、予が此調査は前に言へる如く僅かに一監獄に於ける事實を材としたのに過ぎないのであるから、尙ほ汎く全國に亘り多數の者を調査したなれば、數字に多少の差異を生ずることは蓋し免れ難いのであらう。のみならず某學士は同監獄で犯罪者の體格を其專攻科學の方面から検査中であるから、予は氏の攻究範圍を避くる爲めに或事項(例へば不具者と犯罪の如き)を省略したので、以下述ぶる所のものは、總てが未完成で、併も平板、無趣味のものである。

#### 一 健全なる吾人の體格

犯罪者の體格を論ずる前に、體格は年齢の加はるに隨ふて發育し壯年期に至りて旺盛を極め老年期に移れば漸次衰退するのであるが、病者や虚弱者は除外として、本邦健全なる男子の體格は幾何の體重と身長を有するか、所謂撰抜體格の標準如何、に就て述べ置く必要があると思ふ。左れど、寡聞なる予は標準として見るべき多くの資料を紹介し難いのであるから、爰に只二三を擧ぐるのみであ

る。

其一は往年明治生命保險會社が二萬人の男子被保險人を診査の末、得た所の左の成績表である。

第一表

年 齡	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	合計
人 員	七九	八三	二二二	三三三	三七七	三九七	三六九	二五八	一五八	九〇〇	三九二	二〇〇〇
體 重 (基瓦)	四三、八七〇	五〇、二四三	五三、三四七	五九、九八五	〇二、五五〇	〇六、五五五	五七、五七三	五四、二四四	五四、〇七五	七五、〇		
身 長 (仙迷)	一五〇、六三	一五八、七二	一五八、九二	一五九、六九	一五九、四八	一五九、二二	一五八、七三	一五七、三六	一五七、一七	一五七、七二		
胸 圍 (仙迷)	七六、七〇	八一、一四	八三、三四	八四、六五	八五、一五	八六、一五	八六、四八	八六、八九	八六、五一	八五、七五	八四、二八	
縮 短 差 (仙迷)	六、八四	六、七六	六、七〇	六、七四	六、五五	六、五〇	六、四九	六、二六	六、一三	五、九〇	六、四九	

此第一表に據れば年齢十五歳から六十歳までの被保險人の、平均一人の體重や身長が示してあつて、又年齢と身體の盛衰關係も分明である。即ち三十歳から五十歳の間が發育旺盛を極めて居る、而して二萬人の總數に對する平均一人の體重は五二、七五〇「キログラム」で、身長は一五七、七二「仙迷」で、胸圍は八四、二八「仙迷」で、胸廓縮張の差は六、四九「仙迷」である。

其二は矢張り同社の其前の調査に係るものであるが、之れに據ると總被保險人二千四百九十九人の平均一人の體重は五二、〇二三「キログラム」で、身長は一五七、六二「仙迷」で、胸圍は八二、四四「仙迷」で、胸廓縮張の差は六、七五「仙迷」である。

其三は日本生命保險會社の被保險人の診査表であるが、之に據ると總被保險人の平均一人の體重は五五、二「キログラム」で、身長は一五八、七「仙迷」で、胸圍は失念したが縮張の差は六、三「仙迷」であ

以上は彼の無條件と稱する健全なる被保人を基礎としたのであるから、健全なる吾人の體格の標準として可なるべきものであらうと思ふ。

左れば、犯罪者の體格は如何であらうか是れを標準としたなれば、彼れは是れに比して優るであらうか、劣るであらうかであるが、元來生命保險會社の被保人は社會の各階級を通じて居れど、上層者は加はるに制限なく、下層者は必要は認めても資力の關係から自然加はるに制限を生ずるのである。之に反して犯罪者は社會の下層者は多きが上に加はりて制限がなけれど、上層者は極めて少數であつて自然制限ありと言つても可なりである。して見れば内容に斯く相違があるから、結果は比較を俟たずして已に推測し得べきであれど、實際を見ざれば實際を語り難いのであるから、予は次の如くして彼是の比較を試みたのである。

二 健全なる犯罪者の體格

比較の方法として、日々入監する新受刑者中で、身體精神共に健全であつて生命保險會社の被保人となすならば、會社は無條件で契約すべしと認むる者を選抜したが明治四十二年の五月から四十三年の十二月までに人員一千八百六十八に達したのである。そこで是れを第一表に做つて、年齢別に十五歳から六十歳までを五年づつに區分して、毎五年に於ける人員の平均一人の體重や身長を算出し、且つ總人員の平均一人のそれも算定したのであるが其結果は第二表の如くである。

但し、現下巢鴨監獄には年齢十八歳以下の在監者が無いので、該年齢の者は久保氏寄贈の幼年四體格診査表と、先年予が富山、巢鴨兩監獄で行つた二十歳以下の體格診査記録中から相當の者六十二人を選抜して、實數一千八百六十八人に加へ總數一千九百三十人としたのである。

第 二 表

年 齡	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	合計
人 員	二〇	二六	四〇	三三	二五	二二	一七	一一	六	〇	一九	一三〇
體 重 (基五)	三七、八〇	五二、五八	五五、六三	五五、六八	五五、七九	五五、八五	五五、九〇	五五、九三	五五、九三	五五、九三	五五、九三	五五、九三
身 長 (仙迷)	一四九、八七	一五五、九一	一五六、三三	一五五、四五	一五六、六八	一五六、七九	一五六、八五	一五六、九〇	一五六、九三	一五六、九三	一五六、九三	一五六、九三
胸 圍 (仙迷)	七六、六〇	八〇、四五	八二、九一	八三、二五	八二、三〇	八二、一五	八二、三六	八三、一二	八二、八二	八二、五二	八二、三三	八二、三三
縮張差 (仙迷)	六、二二	六、八一	六、八二	七、〇二	七、一〇	七、〇四	六、八〇	六、四〇	六、六〇	六、五九	六、七四	六、七四

第二表の總人員に對する平均一人の體重は五一、四五七「キログラム」(一三貫七二一匁)で、身長は一五五、四二「仙迷」(五尺一寸二分)で、胸圍は一、七三「仙迷」(二尺六寸九分)で、縮張の差は六、七四「仙迷」(二寸二分)である。是れを前項の兩保險會社の成績に對比すれば、其孰れにも劣るが、ベルツ氏が日本人の成長せる男子は平均身長一六〇「仙迷」を有し、上流の男子は平均體重五六「キログラム」労働者は平均體重六〇「キログラム」を有すと言へるに比較すれば懸隔は倍々遠くなるのである。左れば歸する處は犯罪者には身體健全の者は有りても強健の者が尠ない譯けになるのである。選りに擇つた者ですら結果は斯の如くであるから他は推して知るべしであれど、順序として次には一般犯罪者の體格に就て述ぶるのである。

三 一般犯罪者の體格

明治四十三年九、十月中現在の在監者で、年齢十八歳以上七十五歳以下の者三千〇九十人に就て、各、入監時の體重や身長胸圍等の寸尺を前例の如く調査したが、其結果は左の第三表の如くである。

第三表

年	身長	胸圍	體重	胸圍差
二十	一五二	一〇三	一六	一三
二十一	一五三	一〇四	一七	一四
二十二	一五四	一〇五	一八	一五
二十三	一五五	一〇六	一九	一六
二十四	一五六	一〇七	二〇	一七
二十五	一五七	一〇八	二一	一八
二十六	一五八	一〇九	二二	一九
二十七	一五九	一〇一〇	二三	二〇
二十八	一六〇	一〇一	二四	二一
二十九	一六一	一〇二	二五	二二
三十	一六二	一〇三	二六	二三
合計	一五七	一〇二	二二	一九

第三表の總人員に對する平均一人の體重は四九、八六一「キログラム」(一三貫三〇匁)で、身長は一五七、二七「仙迷」(五尺一寸九分)で、胸圍は八〇、四二「仙迷」(貳尺六寸五分)で、胸圍縮張の差は七、九八「仙迷」(二寸六分)であるが是れを第二表に對比して劣れるは豫想の如くであつて、第一表に對比すれば更に其差が甚だしいのである。

で、予は自己の調査の結果に依て、犯罪者の體格は健全なる良民(生命保險會社の彼保人の體格を標準として言ふ)に比して、其選抜體格と雖も劣等であると明言し得るのである。而して又第一表と第二表とに依り吾人の體格は三十歳から五十歳の間が發育旺盛の時期であると觀察し得るのである。併し、予が斯く述べ來れば或は鼻鳴監獄には格別に不良體格の者を多く拘禁する結果にはあらざるか、の疑問を懐く人もあるであらうと思ふ。予自身も左る感がないでない、否、同監に近年不良體格の者の漸次増加しつゝある事實を認むるのである。左れど第二表と第三表とを他に對比して見るべき恰適のものがないのは頗る遺憾である。只一つ參考となるべきものは司法省編纂の第十監獄統計年報

であるが此書を見ると、全國監獄で放免した囚人に就て彼等が入監した時と出監した時との體重を比較した統計表がある。其表中の入監時の體重のみを摘録すると實に左の如くである。

第四表

年次	十六歳		二十歳		二十五歳		三十歳		四十歳		合計
	人員	體重	人員	體重	人員	體重	人員	體重	人員	體重	
明治三十七年	一六九四	七五二六	一四九五四	一五四九七	二二八四	二八四一	七七〇八	八一五〇四	一三、七	一三、七	八一五〇四
明治三十八年	一〇、二	一三、一	一三、八	一三、七	一四、〇	一四、一	一四、一	一三、五	一三、七	一三、七	一三、七
明治三十九年	一三、九	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八	一三、八
明治四十年	一〇、四	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一
明治四十一年	一〇、五	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一
合計	一〇、二	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一

此表末段の合計平均數量を一見すれば、各年共に第三表に優るのみならず、四十年と四十一年とは第二表(予の選抜體格)にも優り、尙ほ第二項の最低標準たる「其二」に匹敵するが、體格は體重のみを以て良否を判知し難く、縦し、體重と身長其他の關係が良好に保たれ居ると假定しても、第二項の「其

「一」にも「其三」にも違く及ばざるは勿論、内容を細檢すれば十六歳未満の者を除くの外は矢張り予の第二表以下のものである。併し第三表には優つて居るから、各個監獄に就て在監者の體格を比較したなれば、甲監獄には良體格の者が多く、乙監獄には不良體格の者が多い差別は必ずあるのである。

(未完)

## ○監獄衛生雜感(其二)

金澤 石崎 貧樂生

(二八九) 軌近的室内消毒法 Wiener med, Wochenschrift. 1910. No. 11. 過滿俺酸加錫法が從來の消毒方法の足らざる點を完成するのみならず寒冷的消毒方法としては唯一の方法と做すべきものにして、これを「フォルマリン」裝置に比較して決して遜色なきことを言へり其優越點は左の如し

- 一 裝置を缺き或はその數十分ならざる場合にもこれを應用し得るの利あり
- 二 火災の危險なし、これ各方面の試験によりて證明せらるゝところなり
- 三 室内の密閉を要せず
- 四 各種の方法中最も廉價なり、これは特殊の裝置の設備を要せざるによる
- 五 素人と雖これを用ひ得べし
- 六 藥品の使用量は極めて容易に計算することを得べく表記等を對照することを要せず
- 七 陸軍にて用ふる際は水性「フォルマリン」に代ゆるに固形性のものを以てし、その目的を達し得べし

この消毒法は純粹結晶性過滿俺加里に、水にて半分に稀釋せし「フォルマリン」溶液の倍量を注加する

ときは、その際「フォルムアルデヒド」瓦私及び水蒸氣を猛烈に發生す、而して該混合物は強熱によりて盛に沸騰し、「フォルマリン」瓦斯の濃厚蒸氣を放散す、この反應は短時にして終了し、跡にはたゞ乾燥性褐色塊を残すのみ室内は他の「フォルマリン」消毒と同様にして窓及び戸を固く閉鎖するときは室は特別に密閉するを要せず、煖爐の蓋はこれを十分に密閉し置くを要す室の立方内容は大要一定するを得べきか故に、それに應じて必要量を應用すべし。ドール氏及びブラウビンエーク氏は百立方迷の室にありては、二「キログラム」の結晶性過滿俺加里二「キログラム」の「フォルマリン」及び二「リール」の水とを應用するを佳なりとせり且從來は複雑の表を用ひたれども近時同氏は極めて單一なるものを用ふるに至れり、即ち一個或は多數の可なり大なる金屬性又は木性器物(鉢力桶、煮釜湯桶、古き厚き樽等)に先づ過滿俺加里を入れ震盪して後「フォルマリン」(水を混じたる)を追加す而して、數分にして、その室を出で、戸を閉鎖すべし、消毒薬は甚しく泡立つものなるが故に凡そ二十五リールを容るゝ器物に各藥品(過滿俺加里、フォルマリン、水)の一「キログラム」以下を充たし置くを要す斯くして六時間作用せしむるときは爰に消毒は遂行せられたるなり故に窓戸を開く、「フォルマリン」蒸氣は空氣及び「アンモニア」によりて驅逐せらる

この消毒法に要する經費は百立方迷につき三、四〇馬克なり故に「アウトタン」に比してその安きこと七分の一に過ぎず

(一九〇) 沃度丁幾の外傷療法 Deutsch, med, wochenschrift. No. 33. 1910. 小外傷に單簡且つ完全なる療法を要するは論を俟たざるなり從來應用せられし療法は不備の點多し絆創膏及び「コルヂウム」を貼用するが如きは孵卵器により細菌の發育に便ならしむるものとす茲に單簡にして完全なる法とは單に創面に沃度丁幾を塗布するにあり出血あるときは洗滌せず單に壓迫により止血せしめ創面及び其附近に沃度丁幾を塗布して、これを乾燥せしむるなり、これに繃帶を行ふの必要なし只創傷部を乾燥状態に

保つて足る若し過つて瀧濁せしめたるときは更に沃度丁幾の塗布を行ふべし  
 右の方法を行ふときは小なる外傷は速に治療するものなり、大抵の外傷は半日にて癒合するを見る  
 而してこの際毫も灼熱の感を起すことなきものなり若し灼熱の感を起すときは一定の時期を以て反復  
 塗布を行ふべし、この場合に於ける沃度丁幾の効果は次の如くこれを説明することを得べし

沃度丁幾は完全の消毒作用を發するものにして又塗布したるあか爲に創面上には外來の傳染原體を  
 防遏すべき保護物を生し同時に創傷を刺戟して、その治療を迅速ならしめ瘻痕を狭小ならしむるもの  
 なり蓋しこのことは特に余の揚言するところなりとす

(一九一) Ganser 氏の臆躁性朦朧狀態 これは殊に男子に來り又好んで犯罪人或は未決拘留人にも來  
 ることがあるので法醫學上重要である、この狀態に於ては無意味の答辨が特徴であつて、こは重篤な  
 る聯合障害によるものである患者は最も簡單なる計算を誤り周圍の人物を誤認し貨幣又は日常の物品  
 すら正しく答へることが出来ない幻覺も屢々來る、その経過は數日から稀には數週數月に亘ることが  
 ある故に屢々伴病と間違へらる殊にこの狀態に於ては病的に伴病をなすことさへあるから鑑定上注意  
 しなければならぬ、これには既性症身體精神の症候及び固有の意識狀態に注意すべきである

臆躁性朦朧狀態に來たる犯罪の主なるものは窃盜及び放火で窃盜の中には特に雜貨店窃盜(萬引)で  
 ある、放火は多くは婢僕に多く懷郷の念から起る場合が多い或は外出徘徊又は旅行などを行ふ、そ  
 して途中往々森淫せらるゝ様なこともある、又夢の様に被森淫の追想錯誤から証告をなす様なことも  
 ある尙ほ詐偽及び傷害罪も來る注意すべきことは屢々朦朧狀態中の犯罪行為が朦朧狀態に有つた犯意  
 と因果關係を有することであるか、この場合とても患者の觀念聯合機轉の障害の爲に行ふたので朦朧  
 狀態さへなくば立派に其犯罪を抑制し得たのであるから、刑法上の責任は無いのである、  
 朦朧狀態と犯罪との關係は臆躁よりも癲癇の方が重大である殊に犯罪は臆躁では多く常習的傾向を

持つて居るのである、

(一九二) デットリヒ醫師鑑定全書 Ditrich, Handbuch der ärztlichen seelverstandigkeitslehre. Herausgeg.  
 von prof. paul Ditrich in prag. IX. band : forensischpsychiatrie. 2 band redigiert von, prof. gubriel anton,  
 prof. p. Ditrich und prof. jul. von Wagnersbürgg. Wien. Wien. n. leipzig 1910. Wilhelm braunmüller. 1154  
 s. Preis M. 34.

今日裁判精神病学に關する文集の唯一のものである只此文集の欠点は全體に不平等なことである  
 (一九三) ウルフマン詐偽及び犯罪の人型 Erich Wulfen. Jauner iond Verbrecher Typen. 1910. Verlag van  
 Jangenscheidt, Berlin. 本書は窃盜、強盜、拘摸、殺人、詐偽、財物偽造、放火者等を細かに分類して  
 其狀態を記述し處々に心理的説明を以て其等詐偽者犯罪者の性質を總括して居るのが本書の内容で  
 ある犯罪を研究するものには誰人にも一顧の價がある  
 (一九四) 米の分拆 農科大學に於て分拆せられたる米の成分を左に掲げて參考に供す

監 獄 衛 生

日本産五七八種平均	水分	蛋白質	脂肪	無窒素エキス分	纖維	灰分
朝鮮米	一三、五〇	八、八〇	一一、一〇	七三、四〇	一、〇〇	一、三〇
シヤ米	一三、九三	七、九一	一一、一四	七三、一九	一、〇七	一、五〇
安南米	一一、六四	八、七五	一一、一一	七四、〇〇	一、〇七	一、二六
白米百分中	一一、七五	七、六四	一一、一六	七五、〇〇	一、三三	一、一六

(三七)

サイヨシ米	水分	蛋白質	脂肪	無窒素エキス分	纖維	灰分
朝鮮米	一八、八〇	七、九一	〇、三二	七二、二七	〇、四五	〇、二六
シヤ米	一八、〇〇	七、六三	〇、三九	七二、四七	〇、五六	〇、六三
安南米	二一、六一	六、六七	〇、四九	七〇、二九	〇、五五	〇、五〇
白米百分中	一七、五一	七、二八	〇、五五	七三、三三	〇、七〇	〇、六四

ラ	二一、三五	六、四〇	〇、三一	七一、一〇	〇、五〇
ン	二〇、一四	六、五〇	〇、三四	七二、二六	〇、三〇
ア	一九、六九	八、一四	〇、二〇	七一、一三	〇、四八
イ	二〇、五六	五、七二	〇、三二	七二、四六	〇、三六
ン	六四、〇九	三、一六	〇、〇五	三二、二六	〇、四五
米				〇、二八	〇、一六
飯(四種平均)					

澤村眞氏は市販の白米を水を以て洗滌し微量の糠分をも附着せざる者に付分拆せしに其乾燥物百分中の滋養分左の如し

蛋白質 脂肪 炭水化合物 灰分

一	八、二〇〇	〇、一五〇	九一、二〇〇	〇、三七八
二	七、七四九	〇、三〇五	九一、五二二	〇、四二一
三	七、四四七	〇、三七五	九一、二六八	〇、四一〇
四	七、八〇〇	〇、三〇四	九一、四八六	〇、四一〇
五	八、一四〇	〇、二一九	九一、一五七	〇、四八四

(一九五)獨逸改正刑法草案と酒精 改正刑法草案第四十三條に於ては酩酊により犯罪行為をなしたるものは刑罰を科する他尙は一個年間酒樓に出入することを禁ず又酒客の場合にありては短期二週間の拘留又は禁錮の他尙は必用なる場合はこれを治癒するまで酒客治療院 Trinkerheilstelle に監置す監置の期間は二ケ年を超ゆることを得ず酒樓出入禁止は町村の如きには行はれ得るとするも都市には遂行し難かるべし矢張り禁酒法を行ふこと實際の目的に副ひ効果顯著なるものあらん即ち裁判所は職權を以て禁酒會に委託し若し違反する場合は初めて之に峻嚴なる方法を講ずるに如かず

酒客者を酒客治療院に收容する規定は一新にして且つ適切なるものと云はざるべからざるなり然とも期限二ケ年は至當ならざるか如し實際酒客は社會危險性多きを以て今少し長期となすこと必要なるか如し或論者は國家に斯かる強制權を有せずといふと雖種痘と一般強制處分は尠からず豈獨り酒客治療院のみならんや

一時的酩酊者の責任能力は法律上の論争に屬するも無意識程度の酩酊状態は無責任とすべし然るに改正草案は之を過失罪の規定に適當せしめたり

(一九六)精神病者にして犯罪するものあり受刑後精神病となる者あり何れも現在に於ては監獄に拘禁せらるゝ状態なりとす我國精神病者に對する施設の不完全なる實に慨歎に堪へざるなり况んや監獄に拘禁せらるゝ精神病者に於てをや監獄法に於ては病院移送の法ありと雖病院とは精神病院なりや普通病院なりや精神病院の數全國幾許やある普通病院にして精神病者の多數を收容すべき設備ある者幾許なるや我金澤の如き専門學校あり縣立病院あり其病院たるや學校の附屬病院たるに等し然るに精神病者を收容すること二十名を超ゆる能はざるへしと云ふに至りては犯罪精神病者を移送し得べきや否疑問に屬す近時新設醫科大學にありては其設備稍々見るべき者ありと到底米國の如き完全を期すること能はず獨乙國にありては今尙は監獄の一部に精神病者を收容せり之を米國の如き犯罪精神病者を收容すべき設備ある者に比すれば其及ばざる遠しと云ふべし米國にありても普通精神病院の一部を劃して犯罪精神病者を收容せる所あり又別に精神病的犯罪者を收容すべき病院あり其他酒客院、白痴院等各獨立して多數の患者を收容し適當の保護を加ふるに至りては其施設の完備歎賞すべきこと、す我國も亦た急劇の進歩發展に伴ふて各地醫科大學及び醫學專門學校の増設を見るを以て從て精神病室若くは精神病院の設立を見るべし之と同時に犯罪精神病院の設立せらるゝことあらば一は以て學用患者の用を足し一は以て犯罪精神病者の獨立保護を完ふすべし精神病者を普通監獄に拘禁するは非なり我國最近の調査によれば精神病者の數二萬七千五百九十四人にして人口一萬に就いて五人七分五厘に中れりと云ふ之れ尙は完全なる調査に非ざるべし然ば各地に獨立の精神病院を設立すべき必要あることは論を俟たざるなり之れと同時に其一部を劃して又は獨立して犯罪精神病者を收容すべき病室又は病院の設立せられんことは焦眉の急に屬すべき專業に非ずして何ぞや

明治四十三年十二月末日現在在監人員表 (△、減)

刑事被告人	男		女		計	前月末日	前年同月	本月末日	前月比較	前年比較
	現	減	現	減						
刑事被告人	五、八六一		三一七		六、一七八	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
受刑者	六〇、五〇三		三、五七四		六四、〇七七	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
帶役場留置者	一、〇七二		一四三		一、二一五	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
懲治人	二九		二		三一	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
携帶兒	三九		四三		八二	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
總計	六六、八〇二		三、九六三		七〇、七六五	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
監獄	七〇二		一一六		八一八	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
留置場	六七、五〇四		四、〇七九		七一、五八三	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
備考						內朝鮮人刑事被告人男二人、受刑者男十四人ア、				
本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スルハ左ノ如シ										
清國			八		四六	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
英國						現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
佛蘭西						現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
德國						現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
美國						現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
日本						現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較

明治四十三年十二月末日現在受刑者罪名表 (△、減)

罪名	男		女		計	前月末日	前年同月	本月末日	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
	現	減	現	減							
強盜	二七、二七八		一、三六六		二八、六四四	現	前月末日	前年同月	前月比較 <td>前年比較</td> <td>本月中ノ増減</td>	前年比較	本月中ノ増減
賭博及ヒ當義	三、五五八		一〇		三、五六八	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
詐欺及ヒ恐喝	四、七七九		一七九		四、九五八	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
横領	七、二六二		二五二		七、五一四	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
贓物ニ關ス	三、〇九二		九五		三、一八七	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
毀棄及ヒ毀匿	八〇七		一一一		九二八	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
通貨偽造	一一三		一		一一四	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
文書、有價證券偽造	五五五		五		五七〇	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
印章偽造	二、一三八		六一		二、一九九	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
偽證及ヒ誣告	四四〇		四		四四四	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
猥褻姦淫及ヒ重傷	一六二		七		一六九	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
殺害	九二		一		九三	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
傷害	四二二		四四		四六六	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
殺害	二、四九三		四八		二、五四一	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
殺害	二、九〇七		二九五		三、二〇二	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
殺害	二、九〇七		二九五		三、二〇二	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
殺害	七三		二九三		三六六	現	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ増減

伊太利男男

八一

五五

六三

刑事被告人 受刑者

計



法	逮捕及監禁	隨胎	公務執行妨害	逃走犯人藏匿及證憑湮滅	騷擾	放火	住居ヲ侵ス	署取及誘拐	陸海軍刑法	森林法	徵兵令	郵便及電信法	警察犯處罰令	以上記外ノ刑法	及諸刑罰違犯罪	總計
無期懲役	二五	四一	一三四	四七	九三	一、九〇〇	一七六	一三六	八二	四八三	四五	六七	七〇二	三八一	六〇、五〇三	三、五七四
十五年以上	一一八	一三	二	二	四五一	二、三五二	一七八	二二	四	二	一	一五四	二七	二七	四〇八	四〇六
十五年未滿	三五	一五九	一三七	四九	九三	二、三五二	一八一	一〇五	四九九	五〇	七六	九二七	四四〇	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇
十年未滿	三一	一七三	一四三	四五	八一	二、三六一	一八一	一六一	一〇五	一八	八七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五年未滿	三一	一七三	一四三	四五	八一	二、三六一	一八一	一六一	一〇五	一八	八七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三年未滿	四一	一五九	一三七	四五	八一	二、三六一	一八一	一六一	一〇五	一八	八七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一年未滿	二	一四	六	四	二	一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
六月未滿	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二月未滿	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	二、四四三	一、三五〇	一、二一四	八七五	二、二八	一、三九〇	一、二一六	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九

明治四十三年十二月末日現在々監受刑者ノ刑期別

市東	無期懲役	十五年以上	十五年未滿	十年未滿	五年未滿	三年未滿	一年未滿	六月未滿	二月未滿	合計
東	三	一	八	六	一	三	一	一	一	二二
市	三	一	四	七	一	三	一	一	一	二二
谷	三	一	四	七	一	三	一	一	一	二二
男	三	一	四	七	一	三	一	一	一	二二
女	三	一	四	七	一	三	一	一	一	二二

新岐	靜	名	安	小	長	甲	宇	水	千	前	浦	橫	巢
新岐	靜	名	安	小	長	甲	宇	水	千	前	浦	橫	巢
濁	所	古	津	菅	野	府	宮	戸	葉	橋	和	濱	鴨
同	同	同	女	男	男	同	同	同	同	同	同	女	男
一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	四	九	五	一	六	二	二	三	四	二	三	四	八
二	三	三	一	二	〇	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	三	三	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	三	三	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	四	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	七	四	一	二	二	一							

宮	熊	佐	大	福	長	高	松	高	德	松	鳥	山	廣	岡
崎	本	賀	分	岡	崎	知	山	松	島	江	取	口	島	山
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	女

11121111 1 221-111 1415 11 1-1 1415 12

171411-111 16 4 1-2 26 30 13 1-1 3 1-2 1-1

16 12 17 3 5 6 4 2 8 6 4 3 5 6 5 4

15 17 8 7 5 2 2 2 1 2 1 7 1 2 1 4 9

8 8 7 8 1 2 9 1 2 2 1 1 1 1 1 4

2 2 2 2 4 4 4 3 2 2 1 1 2 3 3 3 6 7

7 7 9 1 2 2 7 3 3 8 4 4 4 1 3 1 1 7 5

6 8 8 5 1 1 1 1 5 6 4 5 3 1 9 3 2 1 9 6

1111-16 11 19 1 1 5 1 7 1 2 1 1 1 1 1 3 1 3 1 2

5 6 5 5 1 1 5 7 7 6 6 4 3 3 8 1 1 2 2 7

神	和	奈	堀	大	京	秋	山	青	盛	福	宮	富	金	福
戸	歌	真	川	阪	都	田	形	森	岡	島	城	山	澤	井
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	女

12121411 16 16 1-1 11 11 11 11 11 11 11 11

2 16 19 3 14 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

9 3 4 1 2 8 1 3 3 2 3 7 3 9 1 1 7

17 10 2 2 3 2 2 6 1 1 1 4 2 3 8 5

2 9 2 3 2 2 1 4 9 4 5 4 9 1 1 8 1 8 3 3 8 4

6 1 2 6 5 5 4 1 6 4 1 1 1 3 3 8 1 1 7 6 1 6 1 3

3 8 9 2 3 2 1 6 3 7 4 3 1 1 1 1 10 5 2 4 5

2 6 8 6 7 3 1 6 1 1 9 4 2 2 1 8 6 3 3 2 2

11 15 13 4 2 1 3 1 3 1 4 1 3 1 2 1 1 1 1 1 1 1

1 5 7 2 1 1 3 5 1 1 5 4 4 4 1 0 1 0 1 9 4 3 3





# 救護事業

## ○保護會組織と出獄人保護手續成る

鳥根縣下には出獄人保護に關する設備等なかりしが昨年來裁判所監獄の當局者は勿論地方の當局者或は代議士縣市會議員辯護士等有志者の盡力に依り這回鳥根授産會なるものを組織し出獄人保護事業を經營することとなり會長には前典獄綾部敦磨氏保護主任には哲學館出身にて十年間西郷分監に教誨師として在職せし津森百太郎氏専ら之に當り評議員には裁判所長檢事正典獄其他知名の士之に關與することとなり、又之と同時に同縣丸山知事は一月二十八日付を以て出獄人保護手續を定め訓令として發布し鳥司、郡市町村長警察官署長に之れが施行を命じたり授産會則同細則並に鳥根縣訓令保護手續の概要の如し

鳥根授産會々則  
 第一條 本會ハ主トシテ鳥根縣所在監獄ノ出獄人中改竄ノ見込

- 會長ノ命ヲ承ケ庶務及ビ會計事務ニ從事ス
- 第七條 役員ハ無報酬トス但手當金ヲ給スルコトアルベシ
- 第十一條 保護成績及收支決算ハ便宜ノ方法ニ依り毎年一回之ヲ會員ニ報告ス
- 鳥根授産會細則
- 第一條 本會ニ於テ保護スル者ハ松江監獄本分監在監者ニシテ保護ヲ出願スル者ノ外左ニ記載スル者ハ特ニ許可スルコトアルベシ
- 鳥根縣在籍者ニシテ松江監獄以外ノ監獄ヨリ釋放サレタル者
- 其他特別ノ事由アル者
- 第二條 本會ニ於テ保護ヲ加フヘキ者ニ對シテハ保護主任ハ本人ニ面會シ別紙再式ノ誓約書ヲ發シ本會ノ規則ヲ説示シタル後本人ノ技能等ヲ取調ベ就業其他ノ準備ヲナスベシ
- 第三條 被保護人ヲ雇入レントスル者アルトキハ僱主ト其勞働賃金ヲ約定シ之ニ應スル者トス
- 第四條 被保護人ノ所持金及所得金ハ必要ノ費用ヲ控除シ殘額ヲ本會ニ供託セシメ本會ノ名義ヲ以テ銀行ニ預ケ入ルノモノトス
- 但雇賃賃金ハ本會直接ニ僱主ヨリ之ヲ受領ス
- 第五條 僱主ニ於テ全然被保護人ヲ引取り使用スルトキハ賃金ハ僱主ヲシテ之ヲ保管セシメ又ハ銀行ニ預入セシムルコトアルベシ
- 第六條 被保護人ノ衣食費及モ一勇ニ屬スル費用ハ臥具及食器

アルモ利餘額ル所ナキ者ヲ保護指導シ自立自營ノ途ヲ開キ良民ニ復歸セシムルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ鳥根授産會ト稱シ本部ヲ松江市ニ置キ支部ヲ濱田西郷ノ各地ニ置ク

第三條 本會ノ保護ハ概ネ左ノ方法ニ據ル

- 一 就職ノ紹介ヲナスコト
  - 一 保護會ニ收容シ産業ヲ授ケルコト
  - 一 疾病其他ノ不幸ニ遭遇シ費用ヲ辨スルコト能ハサル者ニ其費用ヲ惠與スルコト
  - 一 衣類又ハ歸郷ノ旅費ナキ者ニ之ヲ惠與スルコト
- 第四條 本會ハ會員及ビ慈善家ノ義捐金其他ノ收入金ヲ以テ維持ス
- 第五條 會員ヲ分ナテ左ノ三種トス
- 一 名譽會員 本會ニ功勞アリ評議會員ニ於テ推薦シタル者
  - 二 特別會員 四十五圓以上又ハ十年間年五圓ツ、會費ヲ納ムル者
  - 三 通常會員 一時金拾五圓以上又ハ十年間年貳圓ツ、ノ會費ヲ納ムル者
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會長 一名
  - 會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
  - 保護主任 若干名
  - 保護監督ノ事務ニ任ス
- 書記

- ナ除外ノ他テ之ヲ自辨セシム
- 但シ疾病其他止ムテ得サル事情ニヨリ自辨シ能ハサル者ニハ會費ヲ以テ補助ス
- 第七條 被保護人本會又ハ他人ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ供託金ヲ以テ賠償セシム
- 第八條 被保護人ニシテ善行ノ品行ヲ保チ業務ヲ勉勵スル者ニハ金品ヲ賞與スルコトアルベシ
- 第九條 被保護人疾病ニ罹リ危篤ニ陥リタル時ハ親族故舊ニ通知シ死亡シタル時ハ遺骸及遺留金品ヲ引渡スベシ若シ引取人ナキ時ハ本會ニ於テ之ヲ葬リ遺留金品ヲ以テ其費用ニ充ツ
- 第十條 被保護人自立ノ基礎定マリ又ハ保護ノ意志ヲ以テ親族其他ヨリ引受テ申出テ適當ト認ムルトキハ保護ヲ解クモノトス
- 第十一條 被保護人ハ左ノ行為アルトキハ保護ヲ解キ退會ヲ命ス
- 本會ノ規則又ハ役員ノ教示ヲ遵守セズ改善ノ見込ナキモノ
- 第十二條 本會ニハ左ノ帳簿ヲ備ヘ置クモノトス
- 會員名簿 義捐金簿 財產簿 金銭出納簿 備品受納簿 消耗品受納簿 口誌 被保護人名簿 被保護人供託金簿
- 被保護人金銭出納ノ別簿
- 出獄人保護手續
- 第一條 警察署長、警察分署長ハ典獄ヨリ監獄法施行規則第四百六十九條ノ通報ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ他、出獄人ニシテ保



## 雜 錄

## ○昔嘶 押送船相模丸の暴動 (下)

原 胤 昭

樹落しの鼠 樹落しに墮つた鼠の如うな、此の暴行囚徒の一團を、何うして、無難に押送船から引出そうか？、出入口を鎖された袋の鼠となつた囚徒は、何うしたら無難に上陸され様か？、双方の睨み合ひ、結局何うか形が附いたかは早く聞きたい所であるが、我儕の最つと早く聞きたいのは、斯んな大椿事のもち上がつた原因の原因が聞きたいのである。

妄評 結果あれば原因なかるべからずで、此の暴動を鎮めた、此の暴徒を無事に上陸させた、戒護の手腕よりは斯んな大椿事をもち上らせない所に戒護の手腕はあるのである。

兵庫假留監の因情視察 當時兵庫假留監は重罪囚をのみ二百三百と幾回にも各集治監へ移送したもので

頗る航海の術に長じた男であつたと、而して人物も一方の首領に立てる男であつたので、此奴が航海中に大謀叛を企て暴行して戒護官を制限し船員を脅迫して航路を海外に向けさせ、大衆逃走を企てたるにありと。

妄評 當時斯んな嘶、嘶し丈ではない、此大椿事の實況を態々宮城へ視察に行つた監獄官の復命に聞いたのであるが、當時我儕も左様かと思ふたは、今更耻しい事である。

新鑄銀貨の大輸送 一の嘶は押送囚神戸港の乗組に際し大阪造幣寮より、東京へ回送さる、新鑄銀貨の幾百兩が此の相模丸へ積み込まれたるを確に認めたるより、之れを強奪なさんために此の暴行は企てられたりと、聞く所の二つの嘶を今度出獄して私方を尋ねて來た相模丸乗組戸魁の一人下ありし大倉定吉に尋ねて見たに少しもそんな事は聞かなんだと、然らば何が原因であつた、抑も此んな大騒動を仕出かした元の起りはと、聞くと、只看守者の一言であつたとのこと。

妄評 此の嘶は一層力強き原因であつたように思

あつた、京阪、中國、關西の重罪新囚徒をのみ蒐集する所であつたから、兵庫假留監の因情は随分、鈍猛なものであつたが、一時に收監せまい、彼の縣から一人、彼の縣から二人と集るのであつて二百三百を集める迄には、一寸、月日が掛つたもので、割合に因情を能く知る事が出來た、それ故に押送に先き立つて、因情不穩と見ては俄に警戒を加へられた事もあつた。自分など教誨の職に在つた者なれども、押送船中の慰藉、其實は因情視察の内命を負ひて、出發の前夜俄かに出張を命ぜられて、押送船に同乗した事もあつた。

妄評 假留監は二百人位の在監囚であつたから、因情が知悉され中々遇囚に趣味が多かつた。航海の術に長じたる囚徒 此の相模丸の押送には因情

は極めて靜穩と認めたのに、斯んな大椿事を仕出かしたので、自分等は一層其原因を探究せんと勤めた事である、當時聞き得て居た説が二つあつた、一つは航海の術に長じたりと云ふ、藤本房吉なる囚人、一寸教育もあつた、中々理屈の多い八釜しやであつたが、此奴が汽船に長く乗つて居た、

ふたるは實に今更耻かしい。

一言の看守者の惡言 此の押送囚中に穂積繁松と云ふが居つた、自分も覺えて居る囚徒で繁松は先年出獄後四五年間は予にも音信をして無事に就業(下駄製造職)してあつたが近年音信絶えたり、繁松は當時青年囚であつた、大阪では随分關係の廣い獄中の毒蟲であつた。身體虛弱のため、他の囚徒と一緒に歩き得なないので、假留監より波止場へ行く途中で他の囚徒の列を離れ一ト連鎖あとに後れた、之れを戒護して居た看守者は、前進の列に追ひ附けんと頻りに歩みを急いだが、足痛で歩めぬので、後れる、看守はせきたてる、双方の意志は疎隔して來た。

「早く歩るけ」「左様早くは歩けません。」「ナニ歩るけな事があるものか、何をグズ／＼して居る。」「何うも足が痛くつて」と一ト言は二ト言と語氣は荒くなつた。最後

「グズ／＼して居ると擲るぞ」、貴様等は最う乃公達の方のものだぞ、兵庫に居たやうな氣で居ると打殺して仕舞うぞ。」

妄評 所謂、カラ威張、昔の青鬼赤鬼時代はイザ知らず、云はずもの悪言、此のカラ元氣カラ威張は云ふまでもない、害毒。其害や今も尙然らん。

假留監の地獄主義 兵庫假留監は當時感化主義とでも云はうか、自分等も之を理想の治獄と迄も思はなんだが、懲戒主義と叫ばれた、罪石擔ひ、減食、無言責なんぞの反動で個人待遇を主として恩化したものであつた、そこで新收監囚は頗る懐いたものであつた。此の待遇の下にあつたから撲つの擲るのと云ふ事は、殆んど無かつた、今や彼の身は他監へ移送となつて、既に不安の念を抱いて居た所へ看守の此の言を聞いた、聞いた者が又囚中に最負の多い青年囚であつたから、嗚は忽ち大きくなつた。

妄評 囚情を視察する個人を知ると同時に其囚人の他に及ばず影響如何又知るの要あり。  
 嗚は忽ち事實と化す 嗚は嗚と傳はる中に事實となつて穂積が途中で後れた、ために看守に撲られた。撲れたは、又撲ち殺されそうになつた、とまで進化

へたけれど、囚徒は、出入口を出て来ない、時間にはズン／＼經つ、郵船はさう／＼滯船しては居られない、戒護官の苦心言はん方なく、終に無事を圖るために警察官の手を煩し、上陸させた。片附て仕舞へ 病人と怪我人はどん仕舞に昇き出された。怪我人大倉定吉も急拵への擔荷のやうなもの、上に寝かされた、往來の端に並べられて居た、そこへ立派な洋服の官吏が来て此處を見た。これは何んだ、怪我人でございませす。

「彈丸が足に當つて居て歩けません」。歩けない歩けないなら片附て仕舞へば可いのに」と云ひ流して行つて了つた。定吉は曰く、此時に私はシラを切つて看守に聞いてやりました、「旦那只今の御官吏様が片附て仕舞へば可いのにと仰つたのは何を片附ると云ふのですか」、看守は可憐に云つて聞かせてくれました、「てまへの事だ、一太刀やツて片附けて仕舞へば可いのにと仰つたのだ」と、そこで私は思ひました、此の年齢をして大分

長年つとめて居る、旦那であらうのに、私どもが判らないで、斯んな文句を並べて聞かせる様な事

した。

「宮城は壓制だ」とよ」「大變だなア」今度は最う乃公達は生命を保つては出られそうもないとよ

そこに又嗚に保険を附けたのは宮城逃走の岡田熊吉である。自己が逃走監へ再送される事の辛らさに虚に虚を附加へたから、嗚は棒大となつた、何うせ彼方へ行つて殺される位なら、一番生命掛けの仕事を仕様ではないかと、衆議一致して十一人の刺悍者は一團結をなすに至つたのである。

妄評 囚人間の新聞は虚に虚を傳へて大袈裟となる、實に豫想外の害毒を流すこと、常に遇囚上に見る事多し。

戒護官失體の極 さて押送船よりの上陸は、何うしたか囚人側より云ふと、押送官の手に再び渡るは、危険なり、是非とも警察官の手に渡されよと、云ふのが要求である、囚團の大評議、終に總代として、選出されたのは、彼の藤木房吉であつた。戒護官は、これを警察官の手に渡しては、失體なり、何うにか鎮撫して、上陸なさしめんと、説諭に説諭を加

では大分判らないな、此分では判らずやが多いだらうから、用心せねば損だと覺悟しました。

妄評 囚人に試験され、囚人に官情を視察されるやうなここでは、遇囚の手腕を何所にか探し得んやである。

隠さんとして反つて願はず 私は怪我人で逃走の心配は無いのですから、七八人の病人怪我人の一群で年寄つた看守か二三人戒護して居ました。それでも、騒がれては困ると思つて居るのでから途中で色々な嗚をして私どもの機嫌を取るのです。さうして宮城は壓制ではない／＼と言ひ譯をするのです。其の例證に嗚す事は、此間も半田の鑛山から逃走があつて看守を斬つたの。何時の逃走には二人が二人とも斬殺されたの、聞く私には、此奴中々酷い事をするなど、覺れる事はかりを嗚すのでした。

妄評 戒護するが、戒護官であらう、餘計な事を喋舌るから、反つて有害、寡言黙行の戒護の妙趣あらん。

鈍に敏の差 病監に這入つて居ました、三四日たつ



た頃でした、平服で年取つた官吏が見えました。「怪我は何うか」と柔しい言詞を掛けて、左様して、早く全快させてやりたい、當監でも前方は大分壓制をして囚徒も困難をしたさうだが、本官が参つてからは改革をして最早少しも壓制はせない公平に萬事所遇するから安心して居るが可い。看護夫能く氣を付けてやれ」と大層親切さうに云つて下さいました。併し私は、其時に左様思ひました。此の虚言吐きめど。左様思つたのも無理はありませぬ。先達て怪我人を片附て仕舞へば可いのに云つた人は、此の人なのです。

大倉定吉の性情 彼れは十一人兇漢中の魁、併し彼れには、智なく能なし、然れども彼は實に、此の兇漢を集結し二百囚を騒がした主腦力、彼れの意氣勇猛は此大暴動を左右する勢力があつたのだ。此の種の性情は兇暴なる犯罪者中には往々見る處のものである。予は常に思ふ、世人の能く口頭に上

予が事務室に導き入れ、「久しかつたナア丈夫でよかつたナア」と肩を押へた予の手にしがみつき、聲を上げて泣き入つたり、泣く／＼眞に號哭するのである、予も詞なく、黙したが五分や十分では無い、少時は泣き止めない、予も頗る困憊したのである、家人子供等を見て驚いて居たのである。予は之を見て直に思ふに。此情感の發作即ち彼れの生涯を誤らせ大兇暴を實行せしめたものであつた。

妾評 囚情の視察、出獄人の性情鑑定に考據すべき事實と思ふ、此の儕輩保護の主要は單に義侠的、一ト口に云へば、俠客肌で情を以て服従させるにあつた。併し此儕輩の保護は少しも油斷がならぬ、情誼の濃厚を以て力ありと認めて居る。

### ○筆蹟にて犯罪者を發見す

和歌山監獄典獄より昨年中の監獄事務成績を報告せられたる中に筆蹟にて犯罪者を發見したる事實あり其一節の要領を掲げんに昨年四月中岡山縣

る、善に強きは惡にも強しと云ふ意義、以て予輩保護事業に關しても世人は曰く惡に強きものは善に強しと云ふ、諺の如く、強惡者も亦保護を受け、驕りては善に移るものなるべし、保護成績の改良を見る亦宜ならんと、然るに予が實驗は全然之を否定します、其種類の性情者即ち惡にも善にも強しと云ふ輩は、保護誘導極めて困難なるを認めます。予が保護を加へたる出獄人中、良成績を得て今尙幸福なる生涯に居る者にも多く此類がありましたが尙讀者中に御記憶もありと思ふは、神戸に於ける醫者殺しの淺事、奥山政吉の如き、石川島乃至釧路に於ける疊屋タカ事高橋鷹次郎の如き、即ち此性情者にして大倉定吉同種類のものである、大倉に於て近き實驗を示せば、斯うである。今回予を訪問したは、二十年餘久方振りの面會であつたのだ。彼は文字も書けぬ男で袂別以來予に通信をするも云ふこともなかつた。突然來訪して大倉定吉と云ふ者であると案内した、幸い予在宿せしにより、舊き記憶は喚起され、予も懐舊の情に動かされ、そは珍らしと直ちに門を出で迎へ

都窪郡倉敷町旅人宿に投宿したる男あり宿泊中其家の下婢と情を通じたる未殺害したる事實ありしに犯人は遁逃し更に加害者は何人なるやを知るに由なく遂に八月に至り捜査の材料たる宿泊帳に記載し筆蹟の寫と之に人相及犯狀を詳記したるものを添へ同縣警察部より和歌山監獄に捜査方を依頼し來りたるより在監者中心當りの者を索出したる末同月窃盜被告人として拘禁したる酒井宗次と稱する者の人相筆跡等酷似し殆んど紛ふ方なきを認めて監獄より岡山縣警察部に通知し同部より警察一名出張し來り監獄に於て二日間取調べたるも言を左右に托し容易に事實を告げざりしも三日目に至り遂に前記犯罪を爲したる旨逐一白狀に及びたりと

### ○漿液の皮下注射

前項と同じく和歌山監獄より報告の一節に患者自身の漿液を以て皮下に注射し奏効せし事實あり其要は受刑者松田重次郎(五十五歳)なるもの豫て胃擴張症に罹り本年八月八日より病監に於て休養

中なるが終に腹水病を併發し腹部緊滿呼吸促迫苦悶するを以て之に穿腹術を施し前後二回の施術に依り約七八升の透明なる漿液を排出せり患者一時は輕快を感じたるも復た忽ち水液瀦溜し尿量減少便必食慾不振等を起し又々苦惱するに依り重症と診斷し本人亦不治の難症と諦らめ殆んど失望の狀態に陥りつゝありしが不圖胸膜炎の胸水瀦溜に對し患者自身の漿液を以て同人の皮下に注射すれば比較的奏効顯著なることを案出したるに依り腹水に於ても其効用亦同一の理なりと覺り試みに皮下注射器を以て患者自身の腹漿液一グラムを吸引し

同部に注射すること一回又翌日一回斯の如く毎日一回づゝ反覆し約五日間繼續したるに其以前瀦溜したる尿量は多量且つ頗る容易に排出し加ふるに發汗夥しく隨つて腹滿減少食慾増進等の良効あるより尙續て之を行ふこと二週間にして殆んど緊滿したる腹液も全く排出して腹部は益々萎縮し其大さ健康時と大に異ならざるまでに至りたるに依り其後該注射を停止し其經過を視察せしに漸次佳良にして本人の喜ぶこと一方ならず尙療養中なる

も日を追ひて平快に赴き最早一命に支障なかるべしと診斷し得るに至れり、而して該注射の効力に關する病理學上の學説は研究中なりと

○水害の影響

札幌監獄事務成績報告の一節に同地農業の近況及昨年夏季に於ける洪水の被害あり其要領に、當監耕地三十二町貳反歩餘と二度作七町八反六畝歩に在監人食菜及馬糧の目的を以て播種したる蔬菜其他の收穫はは前年に比し概して多少の増收を得たり又構内耕地一町歩餘は本年度新築の監房及工場敷地作事場用地並に腸室扶斯患者發生後之れが豫防消毒を爲したる被服臥具の乾燥所消毒所臨時設置箇所の用地に使用したるに依り僅かに四反歩餘の耕地を除すに過ぎざるを以て例年の大豆播種を廢し大角豆茄子白瓜等を賞遇者特別菜に充つる見込を以て試作せしに從來附近地方に於ても地質に適せずとし未だ作付を爲したるものあらざるに拘はらず幸に相當の收穫を得たり以上は單に前年との比較に過ぎざるも元來本年は作付當初より耕

耘施肥種子の選擇等大に注意を拂ひ増收の途を講じたるも不幸にして六月上旬に於て近年稀なる強雨ありて附近河川溝渠氾濫し就中豊平川の如きは増水甚しく堤防決壊し流域に沿ひたる耕地は勿論民家をも浸し其被害反別百町歩以上に達し監獄所在地は河川の氾濫を見ざるも溝渠溢れて低地の耕地を浸すこと數日爲めに當時播種したる馬鈴薯蕪菁人參等の如き種子は腐蝕し又は芽を枯すに至り馬鈴薯は七町歩以上の播種を了り二週日を経ざるに此の被害あり種子八分通りは腐滅したるより第二回の播種を爲したるも既に一たび浸水の爲め肥料分の大部分流失せる事とて挽回するに由なかり結し果收穫の減じたること太れし

○釋放者に旅行案内と保護依

賴狀を渡す

樺戸監獄に於ける免囚保護方法の一節を見るに釋放者は成るべく親族の許に歸住せしむるの方針を取り在監中に於て親族と融和せしめんとすを期し教誨より所屬寺院若くは親族に信書を贈り

又は所轄警察署の意見を徴し相當保護者を選定したる上釋放せり親族の許に歸住し難き事情あへ者にあれば本人の希望と性情とを斟酌し各地の保護場を紹介して保護を托し釋放に際しては被服旅費等を除く外殘餘の所持金は歸住地の役場監督警察署に送り又保護場に入る者の金品は保護監督者に送付し旅中の危険と浪費を防ぎ且つ遠隔の地に歸住する者に就ては各旅行案内を與へ沿道要所の警察署宛旅中保護方の依頼狀を携へしめて途中の災厄に備ふ尙出監時の事情に依り出發せしめ難きときは同地大谷派圓福寺に於て慈善的に宿泊せしむること前年に異らず

○監獄へ忍りて懲役

香川縣丸龜市瓦町大工職谷川利三郎(二十三歳)と云ふは先きに窃盜罪に依り重禁錮四年六月に處せられ福岡監獄西新町出張所に於て其刑の執行を終り去月十七日釋放せられたる者なるが豫て在獄中牒し合せたるものと見へ釋放の當日夜十一時頃多量の煙草胡椒菓子等を風呂敷包として脊負ひ同出

張所構外より長一丈三尺許の麻繩を使用し外柵出入門を乗り越へ中央見張所近傍に在りし土砂運搬用の土呂箱の蔭に身を潜め機を見て數名の囚徒に與へんとせる折柄巡警中の看守に認められたるより逸散に駆出したるが看守は隙さず追跡すると共に吹笛非常を報じたるに本人頗る狼狽したるも看守が足許に障礙物あり躓きたる瞬間に於て非常門の上に登り構外に飛下らんとしたるを見たる一看守は拳銃を差付け其躊躇しつゝある一刹那引捕へたり而して一應取調の上本人は警察署に引渡されたるが同月二十日右事實は家宅侵入罪として懲役七月に處せられたりと云

○沖繩監獄工場の焼失

(囚徒二名の放火)

沖繩監獄にては本月十四日例の如く囚徒の作業を終り還房せしむる折柄火災起り工場倉庫二棟を焼失したる由にて典獄の報告によれば、本月十四日午後四時三十分受刑者還房點檢の際第二工場(指物工場)と之に近接せる第六倉庫(被服、作業素

品板類の區劃保管しある倉庫にして其裏廂下に轆工を置く)の北隅布圍保管しある箇所との間より火焔揚れる旨第五見張所勤務看守東恩納寛靜の非常報告ありたるに依り當直看守長西村仁太郎は一時入房人員點檢を中止し看守と共に直に現場に駆付けたるに時既に第二工場と倉庫との間は火焔屋上に打揚げ居るを以て西村看守長と其看守に命じて唧筒を曳出さしめ受刑者の一部を指揮監督し鎮火消防に努むると共に一面看守をして外塀の警備を嚴にし尙表門に看守を増派し官吏及正装したる消防夫の外は入門を禁せり然れども折悪敷東北の風稍強く火勢次第に猛烈となりて手の施しようなく只管他の建造物へ類焼せざらんことに苦心し夫々防火方法を盡し書類器具を搬出しつゝある中警察消防組の來援ありたるを以て其力防止したる結果西方僅か二間餘を隔て、第一監(十三房)あり南方漸く各一間餘を隔て、第一工場(漆器工、印刷工、裁縫工、靴工、帽工の一部)及教誨堂あるに係らず共に能く災害を免れ焼失は前記工場倉庫の二棟に止まり且つ在監者に逃走負傷等なく尙

他に何等異状なかりしは不幸中の幸と云ふべし而して全く火氣の鎮滅したるは同日午後六時三十分にして其損害額約五千五百五十餘圓なり、發火の原因に付ては同所は平素火氣を取扱ふ所にあらざるを以て過失に因つて失火したりとは認め難く必ず受刑者の放火なりと斷定し關係工場(二工場、指物工及轆工)就業者及其他舉動の怪むべき者に就き徹宵嚴重取調たるに果して第三工場出役囚某第二工場出役囚某との所爲にして共に第三工場出役中明治四十三年十月日不詳放火逃走を共謀企圖したるものなることを知り告發の手續に及びたりと而して該事件は本月三日豫審終結したるが該決定書によれば放火の犯人は窃盜罪懲役十二年囚の具志堅政任(四十二歳)窃盜罪懲役十五年囚新垣蒲(三十二歳)の二名にて其犯罪手段は被告蒲は一月二日入浴の爲め浴場に到りし際豫て政仁の教示に依り放火の用に供する爲め隙を窺ひて炊事場に備付ある機の抽斗より燐寸を取出し巧に檢身を免れ同月六日朝監房より工場に赴く途中にて窃に之を政仁に交付したるに政仁は名を作業用に托して活

版工囚徒より石油五勺許を貰ひ之を竹筒に容れて作業場に隠蔽し置き私に其機を待ち居たりしが同十四日午後四時罷業還房の際に乗じ石油竹筒を前記第六倉庫土臺木の朽ちたる箇所置き之に作業用油雜巾にて縛ひたる一尺五六寸許の繩を横へ繩の一端に燐寸を以て點火したるものと認めらる

○監獄の移轉請願

松江監獄濱田分監の移轉請願書なるものを提出せられしが衆議院は其趣旨を至當なりと認め之を採擇すべきものと議決せりと而して之れが移轉を希望する理由は左の請願書にて知るべし

濱田分監は石見國濱田町大字淺井舊龜山の東麓に在りて明治六年之を設置せられたり當時同地域は殆んど荒蕪地にして僅かに一葦帯水を以て濱田の街衢と離隔せるを以て特に之を選定せられたるものなるを信す然るに時運の發展に伴ひ逐年民戸増加し今や同地域は濱田町の中央樞要の位置を占めて町の中心となれり即ち同分監は四面官衙公署及民家を以て圍繞し尙將來益々民家増加すべく加之舊龜山城は明治三十三年開放して公園地となし衆庶の娛樂場として日々繁盛を加ふ然して其公園は分監に隣り其地高きが故に分監構内の全部は容易に同公園より之を瞰下

するを得べし續て思ふに監獄分監等は宜しく民家を離れ世俗を避け別に一區域を爲すを要す信す然るに濱田町の現状に前上懸したる如く却て民衆雜鬧の間に存在し且又分監收容の囚人をして居ながら車馬行人の雜踏を聽かすめ特に公園地に於ける民衆の嬉々たる娛樂舞踏を目撃せしむる如きは情に於て眞に忍びざる所にして之を要するに目下濱田分監の位置は適地にあらざるのみならず濱田町發展上甚だ障礙あるの地たるを信す莫くば當町民熱情の存する所を御洞察せられ當町内に於て更に適當の地を選擧し速に移轉せられんことを切望願ひに堪へざるなり並に濱田町會の決議を經事情を具して請願候也

明治四十三年十二月二十六日

島根縣那賀郡濱田町長 倭 平 吉

尙ほ聞く處によれば同監獄西郷分監に付ても亦同様移轉の請願を爲すことに町會に於て決議したりと云ふ、又岐阜監獄及高山分監の移轉を稟請したる由

### ○高知監獄の白蟻發生

同監獄拘留置監一棟屋根裏破損にて過日之れが修繕に着手したる處松材なる梁桁等蟲害甚しく現に昆蟲喰ひ込みの痕跡あり捕獲せしに白蟻と認められ爲念高知縣師範學校に問ひ合はせたるに同校に

於ても白蟻と断定し尙ほ之を確めんが爲め岐阜昆蟲研究所に問合はせたるに同所より『白蟻なり而して其種類は「イヘシロアリ」と稱するもの』との電報あり愈白蟻たることを確め獨り右の箇所のみならず他にも發生の疑あるを以て爾來精密取調中なりと云ふ

### ○逃走事故

▲西新町建築地より逃走

福岡監獄西新町出張所に拘禁せられ營繕作業に就役せる懲役六年と懲役八年の二刑を負へる宮原與市(二十七歳)と懲役七年井川長松(二十五歳)は去月十五日午後一時二十分頃逃走したるが其顛末を聞くに與市は他の九十三名と炊事場の建築工事に出て五人一組の蟄突に加はり長松は他の百四名と共に分房監建築場に出で井戸凌へに従事し三人にて釣瓶網を曳き居りたるものなるが兩人は豫て逃走せんことを共謀し午後一時頃與市は就業場所を離れて長松の就業せる場所に行き同人を誘ひ大工小屋より長一尺五寸巾二寸五分の鋸一本を取

出し恰も就業せるものの如く装ひ看守の目を忍びて表門を通り抜け門前に堆積しある木材の間を通り抜け表門見張所と看守長官舎の間を通過し外柵出入口より脱出した見張所に在りたる看守は其逃走せるを目撃するや非常を報し其附近に居合せたる囚徒二名亦第二課事務所に通報したるが其際煉瓦土運搬の囚徒を戒護せる看守は犯人の逸走せるを認め七丁許の間を追ひ詰めたるに長松は疾走の餘り氣力盡きて皿山の中腹に身を潜め與市は絶頂に走りたるより其姿を見失ひたるも後續追跡せる看守と共に長松を取押へ與市は逮捕するを得ざりしと而して兩人に對しては去月二十八日福岡地方裁判所にて與市は缺席のまゝ懲役二年長松は懲役七月の言渡を爲したる由

▲唐津分監未成年囚徒の逃走

佐賀監獄唐津分監に拘禁中の窃盜懲役一年六月四本村勇(十八歳)は本月二日工場に在りて印刷業に従事しつゝありしが偶々看守が工場出入口の鎖鑰を閉鎖するを怠りしより其機を利用し逃走せんとし工場内の塵を塵取に容れ看守の隙を窺ひ之を提

げて工場入口を出で工場の東北を徐歩し二十五間を隔てたる耕作小屋に入り屋内にありたる一間梯子を取り出し外圍の板塀に立懸けて踰越逃走せり逃走後分監長は即時追跡の手配を爲し警察署に通知し共に逮捕に力めしが逃走者は脱出するや分監に隣れる畑を西北に横斷して分監裏の通路に出で北海岸を西に疾走する七八丁にして民家に乾しありたる茶縞の袷半纏一枚を窃取して獄衣の上に着け更に奔りて或農家の留守宅に忍入り袷衣襟卷足袋手袋三尺帶烏打帽及現金四十錢を盗み飯を食ひ尙午後五時過ぐる頃或文具商の店頭にありし賣溜金四圓を窃盜し飯食店にて拾五錢の飲食を爲し一息つきて愈高飛せんとして午後七時過西唐津停車場に到りたるを豫て見張れる巡查に怪まれ遂に逮捕せられたり

▲中村分監未成年者の逃走

福岡監獄中村分監拘禁中の窃盜犯懲役二年六月四川面平作(十八歳)は去一月二十八日午前十時より二時間教場に在りて就學中鉛筆削りに用ゆる小刀一挺を教場備付の小箱より窃取し課業を了りて

監房に還る際之を綿入衣の間に藏匿して其發覺を免れ監房内に持込み監房戸扉の裏面格子上部の柵のある個所を削り格子一本を抜取り羽目板を外し遂に夜十時過ぐる頃外部の鍍板を外して脱出し外圍の板塀を踰越し逃走したり同十時四十分頃巡警看守は破監の状を目撃し驚いて看守部長に報じ夫々捜査の手配を爲したるが踪跡を得ざりしと尙同夜一看守は巡警中平作を收容せる獨居房の前面に在る雜居房に收容せる囚徒より後方に何か音響あり物淋しく就眠し難しと暗に諷示されたるに之を察知せざりしと云ふ

▲中津分監被告人の逃走

竊盜詐欺取財被告人として大分監獄中津分監に拘禁中の市川美榮(十八歳)は去月十四日懲役一年の言渡を受けたるが同月十八日朝八時四十分頃構内運動場にて運動を爲しつゝありしに戒護看守の隙を窺ひ同所を脱して廳舎前に出づる通路に入り接見室入口の扉を攀ぢ登りて高八尺五寸の外圍土塀に移り隣接せる人家に飛入り逃走せり休憩中の看守は急報を得て追跡し分監を距る七丁餘に在る

○角尾典獄逝く

多年監獄事業の爲めに盡瘁して能吏の間ありし典獄角尾小彌太氏は兼て病氣に罹り加療中藥石無効本月二日溘焉易簀せられたり同氏は文久二年正月東京駒込なる備後福山藩邸に生る、明治十二年八月甫めて廣島縣訓導補となり十九年大阪府郡書記となり二十三年徳島縣警部に轉じ二十五年十月同縣屬に二十九年佐賀縣警部に歴任せしが三十二年八月島根縣典獄に任せられ高等官八等に叙せられ三十二年九月高等官七等となり三十三年六月長野縣典獄に任せられ三十四年九月高等官六等三十七年十二月高等官五等に陞叙三十八年十二月勳六等に叙せられ瑞寶章を賜はる四十八年五月奈良監獄詰を命ぜられ今日に至りしが病革まるや特旨を以て位一級を進め從五位に叙せられ二級俸を下賜せられたり噫

角尾典獄の訃音に接し當協會は小山會長の名を以て典獄代理たる汲田看守長に左の吊電を發せり  
角尾典獄の逝去痛悼に耐へず茲に弔詞を呈す遺族へ御傳へを乞ふ

叙任及辭令

給七級俸 (横濱) 看守長 桐貝國太郎

依願免本官 (長野) 看守長 金澤公炳

長野監獄飯田分監長ヲ命ス (飯田分監長) 看守長 遠谷萬吉

長野監獄詰ヲ命ス (神戶) 看守長 河合哲

横濱監獄詰ヲ命ス (横濱) 看守長 小守光太

神戶監獄詰ヲ命ス (長崎) 看守長 酒見音七

依願免本官 (静岡) 看守長 沼房吉

任看守長月俸給二十二圓 (千葉) 看守長 佐野寅松

任看守長給十一級 (名古屋) 看守長 佐野佳夫

任看守長給十一級 (小菅) 看守長 瀧澤圓次

依願免本官 (小菅) 看守長 山下金藏

任看守長給十一級 (浦和) 看守長 大原公平

千葉監獄詰ヲ命ス

浦和監獄詰ヲ命ス (千葉) 看守長 秋元源次郎  
二級俸下賜 (奈良) 典獄 角尾小彌太  
叙從五位(特旨)

給七級俸 (平分監長) 看守長 時山直次郎

依願免本官 (福島) 看守長 河地幸作

福島監獄平分監長ヲ命ス (靜岡) 看守長 佐藤吉吾

宮城監獄石巻分監長ヲ命ス (石巻分監長) 看守長 今川頼一

靜岡監獄詰ヲ命ス (東京) 看守長 逸見祐之助

任典獄叙高等官八等

宇都宮監獄詰ヲ命ス (宇都宮) 典獄 安松虎雄

奈良監獄詰ヲ命ス (山口) 看守長 瀧原儀一郎

任看守長給六級俸 (岡山) 看守長 景山榮志

千葉監獄詰ヲ命ス (水戸) 看守長 伊藤長三郎

長崎監獄詰ヲ命ス

浦和監獄詰ヲ命ス

給七級俸

依願免本官



會費送附方		
肩書番地	宛名	局振込名
東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會理事 藤澤正啓	神田一ツ橋通郵便局

明治四十四年二月二十日發行 (定價金拾貳錢)

發行所 東京市牛込區市ヶ谷町五十三番地 豐野胤珍  
 編輯人 東京市四谷區愛住町二番地  
 印刷人 東京市麴町區飯田町五丁目三十番地 磯村政富  
 發行所 東京市四谷區荒木町二十七番地 監獄協會  
 印刷所 東京市四谷區愛住町二番地 東京書院印刷部  
 賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地 東京書院